

令和5年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和5年6月14日（水曜日）

議事日程第1号

令和5年6月14日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
第3 諸般の報告  
第4 議案第46号 物品の取得について  
第5 議案第47号 工事請負契約の締結について  
第6 議案第48号 令和5年度八峰町一般会計補正予算（第2号）  
第7 議案第49号 令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）  
第8 議案第50号 令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）  
第9 陳情第4号 「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書」について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 堀内満也	副町長 田村 正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
税務会計課長 成田拓也	企画財政課長 高杉泰治
福祉保健課長 石上義久	教育次長 山本節雄
学校教育課長 山内 章	産業振興課長 山本 望

農林振興課長	堀内和人	建設課長	浅田善孝
農業委員会事務局長	内山直光	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	工藤善美

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

---

午前10時00分開会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

それでは、これより令和5年6月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番門脇直樹君、11番山本優人君、1番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月22日及び6月6日、議会運営委員会を開催し、5月1日付けで議長から諮問のあった令和5年度6月八峰町議会定例会の会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から16日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日から16日までの3日間としたいと思います

が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から16日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 本日、令和5年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議会の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、背任事件の経過等についてであります。

町では、先月11日付で、関係人に対し、損害賠償請求通知を送付し、本日までに損害額の全額が納入されたところであります。これで事件については一つの区切りがついたと考えておりますが、職員の処分や私の責任につきましては、検察の捜査等を見ながら、今後、適切に対応してまいります。

なお、町の再発防止策としまして、地方創生連携協定を締結している「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」の協力のもと、全ての事務職員を対象としたコンプライアンス研修を6月22日に実施することとしているほか、「コンプライアンスマニュアル」の作成を計画しております。

次に、5月10日に発生した「山菜採り遭難」についてであります。

10日早朝に、八森字乙の水地内から山菜採りに入山した女性が「下山予定時刻になっても戻ってこない」と役場に通報があり、ご家族からの依頼を受け、同日午前9時50分に遭難対策本部を設置いたしました。

八峰消防署や警察と連携し、捜索を行い、同日10時20分、県警ヘリ「やまどり」が遭難者を発見し、病院に搬送するに至りました。遭難者は骨折をしていたものの、命に別状はないとのことであり、一日も早い回復を願っております。

町といたしましては、遭難事故防止の意識の普及や高揚が第一と考え、今後も広報紙

や防災無線等による事故防止の啓発活動を継続的に実施してまいります。

次に、5月28日に実施しました「防災訓練」についてであります。

この訓練は、40年前に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に、毎年同時期に実施しているところであります。

今年は茂浦地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で実施したほか、「火災防ぎょ訓練」も併せて行いました。

今後も、日本海中部地震の記憶や教訓を風化させぬよう、関係機関と連携し、町民の安全・安心の確保に向け、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

ワクチン接種事業につきましては、来年3月まで公費負担が継続されることとなっており、能代山本地域においても、5月15日から医療機関による個別接種が始まっております。

町では、昨年10月以降にオミクロン株対応二価ワクチンを接種した方のうち、令和5年度春に接種の対象となる12歳以上の町民に対し、接種券を順次送付しており、町営診療所では、先月16日から個別接種を開始しているところであります。

次に、全町一斉清掃についてであります。

町の全町一斉清掃を4月16日に行い、早朝から多数の町民の皆様にご参加いただきました。

八森地区においては、町内の側溝の泥上げや漂着ごみ等、地域周辺の清掃を実施し、峰浜地区では、地域の道路脇に捨てられている缶やビン、ペットボトルなどを拾い集め、指定場所に運搬したところであります。

集められたごみは、全体で2,579kgでありましたが、ごみの中には、家電リサイクルの対象である冷蔵庫やエアコン、テレビのほか、大量のタイヤなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物もあり、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加していただきました町民の皆様には感謝を申し上げますとともに、7月8日に計画している八森地区海岸清掃の周知も図ってまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

4月28日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった3名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明してご理解とご協力をお願い

いたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、農業関係についてであります。

農作業の進捗状況につきましては、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、4月25日に「あぜ道巡回相談」を実施したところであります。

当日は、水稻農家15名のほか、山本地域振興局や秋田やまもと農協等が播種日等の確認と苗の状況を確認し、今後の施肥の時期等について指導を行い、生育状況は全てのハウスにおいて順調に生育していたと伺っております。

その後、耕起や代掻きなども順調に進み、田植え作業は5月20日・21日の土日に盛期を迎え、移植後の苗は順調に生育しており、今年は天候に恵まれ、無事に出来秋を迎えるよう願っております。

また、今年産米の作付動向について、農家から提出される確認野帳を集計したところ、5月24日現在の本年産の水稻作付面積は、前年実績とほぼ横ばいの1,083haで、この内訳は、主食用米は1,013ha、非主食用米は70haとなっております。

八峰町農業再生協議会が1月に示した町の「生産の目安」を40ha上回り、数量換算でも244t上回る5,824tと推計されることから、町再生協議会では、県が示した取組方針に従い、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、集荷業者に対し、需給情報を適切に提供するなど、県産米の需要と価格の安定に取り組むこととしております。

次に、5月27日に開催しました「山開き式典」についてであります。

当日は、多くの関係者のご臨席のもと、1年間の無事故と無災害をお祈りし、その後、留山を会場に自然観察会を行ったところであります。

今年12月には、白神山地が世界自然遺産に登録されてから30周年を迎えるため、町では、関係団体と連携し、記念イベント等を開催することとしております。

次に、「御所の台エリア再構築構想」についてであります。

構想の概略計画については、6月末の完成を目指し検討を進めており、内容としましては、利用者のニーズに対応した機能の拡充や、町の観光資源を生かした既存施設の機能強化に加え、新たな民間企業の誘致に向けたエリアの創出を計画しております。

計画の策定後においては、各種補助金の活用や民間企業誘致に向けて、関係団

体と協議を重ねながら事業を進めてまいります。

次に、サーモン養殖事業についてであります。

今年、水揚げされたサーモンは、今回から「輝サーモン」のブランド名で出荷され、店頭と並ぶとすぐに品切れになるほどの人気で、市場評価も非常に高く、ハタハタの漁獲量減少や漁船の燃料費高騰で苦境に立つ漁業者の収入確保や、漁師の担い手不足解消の切り札として、地元のみならず県内からも大きな期待が寄せられております。

事業を実施している八水株式会社からは、3期目は、これまでの経験を生かして、網の形や大きさなど生存率を高める対策等を講じながら、2期目と同様、1,000尾の養殖を目指したいとの意向を伺っており、町といたしましても、県や漁協と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

次に、5月31日に行なわれたチャレンジデー2023についてであります。

9回目の参加となる今年度は、金メダル獲得となる参加率60%を目標に掲げ実施いたしました。

5月の連休明けから、公共施設や主要道路、各自治会内には、のぼり旗が立てられ、チャレンジデーに向けての雰囲気は大いに盛り上がっておりました。

本番当日は、早朝からウォーキングをする人や、ラジオ体操で体を動かす人、ゲートボールやグラウンドゴルフで汗を流す人が多く見られ、その後も学校や職場、公園や体育館などでスポーツや運動に取り組む姿が終日見受けられ、まさに町がスポーツ一色に染められた一日でありました。

結果としましては、今回の対戦相手の東神楽町が57.4%に対し、当町は目標を大幅に超える74.5%となり、過去最高を記録するとともに対戦でも見事勝利し、さらには人口6,000人以上1万5,000人未満のカテゴリーⅡ部門で優秀賞を獲得するなど、事業終了年に有終の美を飾ることができました。

チャレンジデーに参加していただきました町民の皆様をはじめ、実施に当たりご協力をいただきました自治会や町内事業者、各種団体等の多くの関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」事業について申し上げます。

国は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、総額1兆2,000億円を予算措置いたしました。この交付金は、住民税非課税世帯の

支援を対象とした「低所得世帯支援枠」と事業者等の支援を対象とした「推進事業メニュー」が示されており、町においても今定例会に関係予算を提案しております。

また、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めるため、まずはその一歩目として、関係機関から講師を招き講演会を開催したいと考え、これについても関係予算を提案しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第46号、物品の取得については、除雪トラック購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号、工事請負契約の締結については、岩館地区防災コミュニティセンター建築工事契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号、令和5年度八峰町一般会計補正予算は、2億734万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億5,957万7,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加などとなっております。

議案第49号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算は、112万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8,519万6,000円とするもので、職員共済費の組み替えであります。

議案第50号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算は、資本的収入の予定額に9,100万円、資本的支出の予定額に9,240万円をそれぞれ追加して、資本的収入の予定額を2億2,699万6,000円、資本的支出の予定額を2億8,745万3,000円とするもので、内容は、八峰町下水道・集落排水施設等整備事業の追加であります。

報告第5号、繰越明許費繰越計算報告については、令和4年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第6号、事故繰越し繰越計算報告については、県営漁港事業負担金が事故繰越しとなったことによる、町負担金の繰越計算報告であります。

報告第7号、継続費通次繰越額の報告については、令和4年度八峰町簡易水道事業会計予算の継続費通次繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は5議案で、報告件数は3件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第46号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものです。

1. 物 品 名 除雪トラック（7 t級）

2. 取 得 金 額 3,690万5,000円

3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市浅内字玉清水99番地

商号又は名称 秋田いすゞ自動車株式会社

能代営業所

代 表 者 名 所 長 石井弘志

4. 支 出 項 目 令和5年度八峰町一般会計（債務負担行為）

令和5年6月14日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

今回の除雪トラックは、町道滝の間海岸線や町道観海浜通り線などでの使用を計画しています。同路線は、機械委託で業者が所有する同様のトラックで作業をしていましたが、車両が故障し廃車としたことから、今回、除雪用車両として町が購入を計画したものです。

ただ、納入までに1年から1年半程度かかることから、令和5年度に債務負担行為を設定し、令和6年度の降雪前の11月15日を納期としたところです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしの声がございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長(和平勇人君) 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

令和5年5月19日に指名競争入札に付した「岩館地区防災コミュニティセンター建築工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。契約内容について読み上げます。

1. 契約の目的 岩館地区防災コミュニティセンター建築工事

2. 契約金額 1億2,497万1,000円

3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市落合字古悪土150

商号又は名称 株式会社日沼工務店能代本店

代表者名 本店長 日沼広幸

4. 支出項目 令和5年度八峰町一般会計及び令和4年度八峰町一般会計

(繰越明許費)

2款 総務費

1項 総務管理費

9目 自治振興費

令和5年6月14日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の

議決を要するためでございます。

なお、支出項目につきまして、令和5年度と令和4年度になっておりますのは、それぞれ、繰越明許費につきましてはコミュニティセンター部分の建築費を、令和5年度予算につきましては消防機械器具置き場分の工事費を、それぞれ分割して支出することとしたためでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まず一つは、この防災コミセンのイメージ図が見た記憶ないんですけども、私の記憶違いかどうか。まずそれが1点。

それから、この非常に想定よりも高いというふうに感じているわけですけども、この、まあ今、何ていうか物価がどんどんどんどん上がってですね、この予定価格というか設計価格というか、これの計画っていうか、その基準がいつの段階での基準価格で設計があったのかと。で、現在が、まあこの金額になるわけですけども、それに対してその基準価格、何ていうか比較についてどう思っているのかということの説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

イメージ図につきましては、確かに議会の方にお見せしたことはなかったかと思いますが、我々もまだパースしか見ておりません。積算ができた段階です。平面図というか立面図についても大体の外観のイメージというか、そういったところまででございますが、まだお見せしておりませんでしたので、近いうちにご提示させていただきたいと思っております。

価格につきましては、確かに想定よりかなり高い印象があろうかと思いますが、我々も同様に感じておりました。計画をご説明した段階での金額が約7,500万円ということでご説明をさせていただいたと思いますが、その後、木材を中心に4割から5割価格が高騰しております。また、防災コミュニティセンターとしまして防災上ですね避難施設などのいわゆる施設基準がございまして、部材なども想定以上に多くかかったといったところがありまして、結果としてそれらの要素がありまして今回このような金額

となったところでございます。設計につきましては、ほぼ金額をまとめた、そうですね、金額をまとめまして、この予算編成の際にいわゆる分割で支出をするといったところも金額が高騰したためでございますが、こういったところの検討をするための基準になる、基になる設計価格まとまったのが12月でございますので、基準単価についてもこの時点のものを使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まずそのイメージ図、設計って入札してる状態でもう決まってるわけですね。その図面っていうのは。それを議会に説明しないまま入札したっていうことは、私は遺憾だなと思いますよ。

もう一点は、やはりまあ7,500万円ぐらいっていうこと当初から頭にあったけども、それでもかなり大きい建物でイメージしていたということであったんですが、それでもせいぜい上がっても1億程度だろうと私は思っていましたけども、これが1億2,400万円。で、もしかすると、また物価が上がってですね、資材が上がったから何とかこう上げてくれと、も想定されるんじゃないんでしょうか。今、業者に言わせるとですね、1カ月と言えないと。見積もり価格が1カ月単位でも変動して歩くというふうな話してるわけですね。だからそういうふうな状況にもあるということなるとですね、また膨らむ可能性もあると、私はそういうこと心配してるんです。まあ日沼工務店はかなり大きい会社なので、まあそれはないと私も思いますけども、そういうことについての想定はしてるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議員ご指摘のとおり、市場での資材価格は本当に1カ月と言えない状況で日々変動しておりまして上昇傾向にあるということは、我々も認識をしております。それから申し上げますと、工期が12月末までを想定しておりますが、この間にさらにいわゆるスライド条項に該当するような急激な価格上昇があった場合は、増額の変更契約もあり得るものというふうに想定しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まああり得ると。いや、まあ今さら、まあ入札してしまった後なんでどうしようもならないと思いますけどもね、やはりこのぐらいの1億台の金額を

超えたという前提で、まあ見積もりというか、まあ町の方の予算の中で1億円以上のもの、超えた段階ですね、やはり議会との相談必要なんじゃないの。もしかしたらもうちょっとコンパクトにしようやという話になったかもしれない。そういうふうなことを考えないでどんどんどんどん進めていった。これは私はちょっと不満ですね。皆さんどう思いますか。私はその辺が非常に心配ですよ。で、なおかつまた上がる可能性も深まっているということであればですね、一体全体この建物は何億何千万になるのかということ私は非常に心配しているわけです。しかも、消防小屋はまた別個だと、そういうふうになってるわけですから、ここの施設だけで2億超える可能性も出てきたということです。それについては、町長答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずもって、コミセンのこのイメージ図をですね議会にご提示してなかったっていうことに対しまして、大変お詫びを申し上げます。予算がですね令和4年度予算というところが入って、私も聞いておりましたので、その時点で皆様にご提示しているものかと思ってたんですけども、まだご提示してないっていうことで、改めてご提示したいというふうに考えております。

またその、まあ新たな増額等につきましてはですね、当然ながらこの契約額で契約したいというふうに考えているところがございますので、まあ現場の中でコスト縮減何かできるものがないかというところをしっかりと見ながらですね工事を進めて、なるべくその増額ならないような形で竣工したいというふうに考えておりますので、そういったところもですね含めてどうぞよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） このコミュニティセンターにつきましては全協で随分議論してまいりました。堀内町長はじめ三役の皆さんは、この議論の時はいなかったわけですが、総務課長は当然そこにそのまんま総務課長としておりました。これを住民に説明をして、そして良しとなったらまた議会に説明をしていきたいという話があったと思います。私と腰山議員ともそれを確認しました。確かにそう言いました。ところがその後、今日上程されるまで、その全協の中でもその話し合いが一つもなかったと。だから今、山本議員が言ったような、もう率直な感想、それが出てきたもんだと思います。なぜこれ今日まで全協の中でもですね、もう少し、住民と話し合っただけでこういう形にしました、そして予算がこのぐらいになりましたということぐらいまでですね、やはり我々に説明できな

かったのかと。急に今ドンと出てきてもですね、非常に判断に困る人もいると思うんですよね。だからそれはもうこれからもですね十分気をつけていただいて、これやはり議員とですね町当局がしっかり分かり合えるまでですね、やはり議論重ねていくということとは非常に大事だというふうに思います。これからもよろしくお願ひしたいと申ひます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご指摘のとおりですね、今後もですね、この案件に限らず、こういった形のものがある案件があればですね、議会の皆様にしっかりとご説明をして進めていきたいと思ひておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、町長の答弁の中で、この1億2,000万円以上の費用が嵩む場合に、この先どうなるかっていうところがちょっとあいまいだったと思うんですけれども、これ以上嵩む場合は工事をストップするのか。それとも、そのたんびに議会でまた了承得るのか。その点、まあ材料費が上がることをもう想定しているようだけれども、これ以上の金額が嵩んでもそのままずっと続けるのか。ちょっとその辺ちょっと明確に答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まあ更なる増額につきましてはですね、先ほども申しましたようにコスト縮減に現場の中でもしっかりと努めていきたいということを考えておりますけれども、仮に増額になるとすればですね変更契約という形になりますので、また改めて議会の議決が必要になりますので、そういった場合は改めてご説明したいというふうに思ひております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ないようでございますので、これで質問を終わります。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第48号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 議案第48、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億734万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,957万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和5年6月14日提出

八峰町長 堀内 満也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債の変更でございます。

過疎対策事業債の通常分の限度額に1,440万円を追加し、2億9,740万円とするもので、県営林業事業及び県営漁港事業、それと町道改良事業と防雪柵整備事業の充当財源として追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、10ページと11ページの22款町債のところでご説明申し上げます。

次に、歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

まず歳入ですが、15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金につきまして

は、国から新型コロナウイルスワクチン接種対策の実施方針が示されたことに伴い、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金2,400万円を追加するものでございます。

2項の国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金につきましては、国が電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、住民税非課税世帯を対象とした低所得世帯支援枠と生活者や事業者を対象とした推奨事業メニューを示しました。町で実施するこれらの事業の充当財源として新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金6,990万4,000円を追加するものでございます。

続いて2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、町内の1事業者が地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用することから、同交付金773万円を追加するものでございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、国では食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより生活支援を行うこととしました。その財源として子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金280万円と事務費補助金として2万9,000円、合わせて282万9,000円を追加するものでございます。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種対策として新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金617万6,000円を追加するものでございます。

5目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金につきましては、国の事業採択に伴い、社会資本整備総合交付金1,801万1,000円を追加するものでございます。

16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金につきましては、町内の事業者1社が同事業を活用することから122万1,000円を追加するものでございます。

次の畑地化促進事業補助金につきましては、高収益作物等の導入定着を図るため、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に経常賦課金に相当する額を支援する事業に対する県補助金で、340万3,000円を追加するものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため4,874万2,000円を追加するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

19款繰入金2項基金繰入金3目自然再生基金繰入金につきましては、J-クレジット制度の認証が期限切れとなるため、新たにクレジット認証を取得するための充当財源と

して自然再生基金繰入金50万円を追加するものでございます。

5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、白神森林組合が導入する高性能林業機械の支援事業費補助金の充当財源として森林環境譲与税基金繰入金555万8,000円を追加するものでございます。

21款諸収入5項雑入5目助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターから交付される一般コミュニティ助成金470万円を追加するものでございます。

なお、助成の対象団体は岩館地区と三ツ森町内会としております。

6目雑入につきましては、4月1日に当町で亡くなられた状態で発見された方の身元が判明し、葬祭費用を遺族が負担することになったため、行旅死亡人取扱費用弁償金17万円を追加するものでございます。

22款町債1項町債2目衛生債1節一般廃棄物処理施設整備事業債と3節の中央衛生処理場整備事業債につきましては、3節の中央衛生処理場整備事業債分を当初予算で1節の一般廃棄物処理施設整備事業債に一括計上しておりましたが、事業場所が異なることから節を追加し、組み替えするものでございます。

3目農林水産業債1節林道整備事業債につきましては、県営林道峰浜線開設事業において、県で事業繰り越したことに伴い、事業費が増額となったことから町の負担金も増額となるため、充当財源として過疎債を500万円追加するものでございます。

2節の漁港整備事業債につきましては、県営漁港事業負担金において、県事業の内容を確認したところ、起債対象経費として増額計上できる部分があることから、充当財源として過疎債を50万円追加するものでございます。

4目土木債1節町道整備事業債につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示額が示されたことに伴い、町道目名潟大沢線交差点改良事業の充当財源として470万円と、同路線の別の箇所ですが、防雪柵整備事業の充当財源として420万円、合わせて890万円の過疎債を追加するものでございます。

町債の合計補正額1,440万円は、全て過疎債でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

12ページ・13ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費をはじめとする人件費関係につきましても予算補正を行っておりますが、主な内容は、4月1日付けの人事異動に伴う増減となっておりますので、その部分についての個々の説明は省略させていただきます。

それでははじめに、1款議会費から2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費のうちの4節共済費までにつきましては、人件費でございますので説明を省略させていただきます。

同じく1目一般管理費の10節需用費につきましては、役場庁舎2階のエアコン室外機の修繕料49万5,000円を追加するものでございます。

11節手数料につきましては、役場駐車場の障がい者用スペース案内看板などの看板設置手数料として50万1,000円追加するものでございます。

14ページ・15ページをご覧ください。

6目企画費でございますが、7節報償費につきましては、女性が地域や職場で活躍できる環境づくりを進めるため、その一歩目として講師を招いての講演会のほか、ワークショップの開催も計画しており、講師謝礼として25万2,000円を追加するものでございます。

8節旅費につきましては、ただいまご説明いたしました講演会やワークショップ開催時の費用弁償3万円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用し、岩館地区と三ツ森町内会の活動に必要な備品購入費の補助金として500万円追加するものでございます。

次に、11目地域情報化事業費10節需用費につきましては、修繕料の追加でございます。当初予算で措置した分を執行しておりまして、今後予想される台風や冬季の強風による断線等に対応するため28万8,000円を追加するものでございます。

次の2款総務費2項徴税费から、18ページ・19ページを開いていただきまして、19ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の8節の旅費までは、人件費関係でございますので省略させていただきます。

同じ19ページの10節需用費から18節負担金補助及び交付金までは、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業のうち、低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯を支援する事業費を計上しております。内容でございますが、10節需用費及び11節役務費につきましては事務費関係で、18節負担金補助及び交付金は1世帯当たり3万円を支援する予算を計上しており、対象世帯を1,250世帯と見込み、価格高騰重点支援補助金3,750万円を追加補正するものでございます。

次に、3目障害福祉費でございますが、12節委託料につきましては、第4次障害者計

画、第7期障害者福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定業務委託料387万2,000円の追加補正でございます。

6目介護保険費18節負担金補助及び交付金につきましては、町内の1事業者が認知症グループホーム等防災改修等支援事業を活用し施設改修を行うことから、地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金773万円を追加補正するものでございます。

7目後期高齢者医療につきましては、次の20ページから21ページを開いていただいて、21ページの10節需用費につきましては、歯科健診パンフレット代として14万3,000円の追加補正でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の10節需用費から18節負担金補助及び交付金につきましては、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援する事業費を計上しております。内容ですが、10節需用費及び11節役務費につきましては事務費関係でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては対象世帯の児童1人につき5万円を支援するもので、対象世帯の児童数を60人と見込み、子育て世帯生活支援特別給付金300万円を追加補正するものでございます。

22ページ・23ページをお開きください。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費は、人件費の補正でございますので説明は省略させていただきます。

2目予防費につきましては、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業分でございます。国から実施方針が示されたことに伴い、事業費を追加補正するものでございます。内容でございますが、7節報償費につきましてはワクチン接種のスタッフへの報償費でございます。11節役務費につきましては接種券の郵送料と国保連への事務手数料の追加でございます。

12節委託料のうち予防接種業務委託料は、子宮頸がん予防ワクチン接種にかかる委託料の一部を18節負担金補助及び交付金に組み替えるものでございます。これは、大学生など何らかの事情で県外の医療機関で受診した場合、全額自己負担となることから、その対応として助成するために組み替えるものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種券作成業務委託料につきましては、秋に開催する接種分の接種券作成業務委託料の補正で200万円の追加でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち新型コロナウイルスワクチン接種負担金につきましては、秋の接種分6,000人分を追加で見込んだことにより、2,400万円の追加補正をする

ものでございます。

4目保健センター管理費17節備品購入費につきましては、会議用音響システム購入費として33万4,000円を追加補正するものでございます。

それでは、24ページ・25ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費6目ハタハタの町診療所費ですが、11節役務費につきましては、物置のスペースを発熱者の待機場所として使用しているため、風除室を物置として使用しています。この風除室に自動火災報知器の感知器を設置する必要があるため、設置手数料として22万円の追加と、派遣医師の送迎用の運転手数料13万2,000円の追加、合わせて35万2,000円の追加補正とするものでございます。

12節委託料につきましては、4月からオンライン資格確認システムを導入しており、その保守料相当分を診療所運營業務委託料として1万4,000円を追加補正するものでございます。

7目町営診療所費につきましては、人件費の減額に伴い、町営診療所特別会計繰出金112万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

24ページ・25ページにつきましては、人件費でございますので省略させていただきます。

26ページ・27ページをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金につきましては、町内の事業者1社が同事業を活用することから122万1,000円を追加するものでございます。

畑地化促進事業補助金につきましては、高収益作物等の導入定着を図るため、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に経常賦課金に相当する額を支援する事業の補助金340万3,000円を追加するものでございます。

八峰町農業生産費高騰対策支援補助金につきましては、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業のうち、推奨事業メニューを活用して農家へ支援するものでございます。内容でございますが、稲作農家につきましては、肥料価格高騰対策として10a当たり1,000円、しいたけ農家につきましては、電気料金高騰対策として、しいたけハウス1坪当たり1,826円を支援するもので、合わせて1,812万7,000円を追加するものでございます。

指定管理施設光熱費等高騰対策事業費補助金につきましても、電気料金高騰対策として産直施設おらほの館へ支援するもので、令和4年度の使用電力の実績に対する値上げ分の2分の1に相当する額として補助金37万3,000円を追加するものでございます。

次に、5目農地費18節負担金補助及び交付金につきましては、5月6日の豪雨により農業用水路等に被害を受けたことから、町単農業農村整備事業補助金を300万円追加するものでございます。

次に、10目都市農村交流事業費につきましては、夕映の館及び漁火の館の宿泊を再開するために施設を点検しましたところ不具合があり、対処するものでございまして、内容でございますが、10節需用費は寝具及び寝具収納ラックの購入費として10万円を追加し、夕映の館のエアコンとシャワーヘッド、それと漁火の館の小型温水器、ペアガラスの修繕料として117万円追加するものでございます。

11節役務費の手数料は、寝具類の処分と漁火の館のエアコン清掃手数料として15万円追加するものでございます。

次に、6款2項林業費、林業総務費についてご説明いたします。

26ページ・27ページは省略させていただきます。

28ページ・29ページをお開きください。

29ページの18節負担金補助及び交付金につきましては、白神森林組合が導入する高性能林業機械の支援を1市3町ですることから、当町分として補助金555万8,000円を追加するものでございます。

次に、3目林道整備費につきましては、県営林道峰浜線開設事業において、県で事業繰り越ししたことに伴い、事業費が増額となったことから町の負担金も増額になったもので、504万9,000円を追加するものでございます。

4目オフセットクレジット推進費につきましては、Jークレジット制度の認証が期限切れとなることから、新たにクレジット認証を取得するため、Jークレジット認証負担金50万円を追加するものでございます。

次に、3項水産業費2目水産業振興費18節負担金補助及び交付金につきましては、燃油価格高騰対策として漁業者へ船舶の燃油代の一部を支援するものでございます。船外機につきましては3万円を、チャッカ船及び底引き船につきましては、令和4年度の燃油使用量の実績に応じて燃油値上げ分の2分の1相当額を支援するもので、合計で補助金891万5,000円を追加するものでございます。

30ページ・31ページをお開きください。

指定管理施設光熱費等高騰対策事業費補助金につきましては、電気料金高騰対策として観光協会、産直ぶりこ、はちもり観光市、ハタハタ館へ支援するもので、令和4年度の使用電力の実績に対する値上げ分の2分の1に相当する額として、補助金合わせて168万9,000円を追加するものでございます。

なお、補助金の上限額につきましては、1施設当たり100万円としております。

3目観光費18節負担金補助及び交付金のうち雄島花火大会補助金につきましては、白神山地が世界自然遺産登録30年を迎えることから、30周年記念として町提供花火を打ち上げてもらうため、雄島花火実行委員会への補助金30万円を追加するものでございます。

また、白神山地30周年記念イベント補助金につきましては、今申し上げましたとおり白神山地が世界自然遺産登録30年を迎えることから、イベント実行委員会が八峰町白神ガイドの会など関係団体と共催で記念イベントを計画しております。その補助金として100万円を追加するものでございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

1款土木管理費1目土木総務費から、次の32ページ・33ページを開いていただきまして8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費までは、人件費でございますので説明を省略させていただきます。

次の2目道路新設改良費でございますが、14節工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金の事業採択に伴い、町道目名瀧大沢線道路改良工事1,900万円と同路線の防雪柵整備工事費800万円を追加するものでございます。

34ページ・35ページをお開きください。

8款土木費3項河川費2目河川維持費10節需用費につきましては、5月6日の豪雨により夏井沢川と大助川に被害を受けたことから、修繕料300万円追加補正するものでございます。

5項住宅費と9款消防費につきましては、人件費関係でございますので省略させていただきます。

また、次の36ページから41ページの10款教育費につきましては、教育委員会関係でございますので後ほど教育長がご説明申し上げます。

40ページ・41ページをお開きください。

13款諸支出金3項諸費1目国県支出金返納金につきましては、子育て世帯等臨時支援

事業の事業精算にかかる過年度分の返納金で、902万9,000円の追加補正でございます。

なお、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金を充当する事業の概要につきましては、タブレットにその内容を掲載してございます。参考にしていただきたいと思います。

10款教育費以外の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは私の方から、教育委員会関係予算を説明いたします。

10款教育費につきましては36・37ページから記載しておりますが、人件費関係分につきましては省略とさせていただきますので、そのまま40・41ページをお開きください。

それでは、10款教育費について説明いたします。

6項保健体育費3目体育施設管理費につきましては、峰浜土床体育館において、消防署による立入検査が行われたところ、自動火災報知設備の故障が指摘されました。また、通報に関して電話機の設置等で対処するよう指摘があったため、対応するものでございます。

10節需用費につきましては、自動火災報知設備の修繕料143万円の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、電話回線使用料として通信運搬費2万4,000円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、消防用設備点検業務委託料17万6,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。15分より再開いたします。

午前11時09分 休 憩

.....  
午前11時15分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど説明いたしました議案第48号について、説明不足があったということで副町長から再度説明したいということでございますので、副町長より説明をお願いいたします。

田村副町長。

○副町長（田村 正君） 大変申し訳ございませんでした。

30ページと31ページをお開きください。

7款の商工費でございます。1項の商工費の中ほどの2目の商工振興費でございます。18節の負担金補助及び交付金のうちプレミアム付商品券発行事業補助金につきましては、昨年同様にプレミアム率を30%、発行セット数7,000セットとして補助するというところで2,250万円追加補正するものでございました。

説明が抜かしまして大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 27ページですね農業振興費の八峰町農業生産費高騰対策支援補助金、これ確か農家への燃油対策等の補助金だと思うんですが、何だっけ、別の説明資料を見ると確か稲作農家ときのこだけで書いてあったと思うんですが、なぜこれ園芸っていうか野菜農家は該当してないのかって、この辺抜けてるなと思ってらるんですがね。この抜かした理由というのは何でしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問についてご回答いたします。

本事業は肥料高騰対策を水稻の方は活用しておりますので、肥料を使う量を勘案しまして、たくさん使う水稻を今回は拾わせていただいております。なので、高収益作物関係とネギとかは今回は拾ってはおりません。で、しいたけの方につきましては、こちらは電力を拾っておりますので、そういう関係で水稻だけをちょっと今回は拾わせていただいております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、考え方としておかしいんじゃないの。野菜のキャベツでもネギでも肥料非常に高いんですよ。米は1回まずほとんどやれば終わりだけでもね、ネギとかキャベツっていうのは、肥料を追加したほかに、むったり葉かけねえばねえのな。そのたんに重機持ってってブームでかける燃料代、肥料代、ものすごいったず

や、その薬品代が。それを全然、米農家よりもものすごいかかっているというのが野菜農家だわけよ。だから、さっとでも安くなるとやめるっていうのはここだったすよ。で、キャベツも潰すっていうの、このことを言っているの。それが抜けているってことがおかしいなって思うんだけど、どうなの。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。
- 農林振興課長（堀内和人君） ただいまの山本議員の説明は重々承知をしておりますが、今回の事業につきましては肥料高騰、まあ農薬等々も言われておりますが、肥料ということで今回は水稻を拾わせていただいたという回答にさせていただきたいと思うんですが。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） いや、野菜に肥料ないっていうわけではないでしょう。町長、おかしいすべ。一番高い良い肥料使ってる、野菜っていうのは。これ農家分がってる、みんな。なぜここが抜けているのか。米よりも野菜の方が経費かかっているっていうことを理解してねえってことだよ、そうなる。その辺、町長答弁をお願いします。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。
- 町長（堀内満也君） 議員のおっしゃることも非常に理解はできるんでありますけども、限られた財源の中でこうどういった作物を対象としていくかっていうところを役場内でも検討したところだったんですけども、今回に限って言いますと、その与えられた中で取捨選択した結果、稲作としいたけというところで今回予算を提案させていただいたところがございます。ただ一方で議員のおっしゃることも非常に理解できますので、そのネギ、あるいはほかの園芸作物を対象にするかどうかにつきましては、今後そういったところも含めて検討していきたいというところでよろしくお願いたします。
- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） 議長あれですか、1問しか質問できないんですか。広範にわたってますので、1問で再々質問で終わらなくちゃいけないんでしょうか。
- 議長（皆川鉄也君） 前例のとおり、決められたとおり3回目まではいいと思います。それ以上は……
- 8番（見上政子さん） 1問につき。
- 議長（皆川鉄也君） はい、そうです。

○ 8 番（見上政子さん） 非常に……

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休 憩

.....

午前 11 時 21 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8 番議員どうぞ。

○ 8 番（見上政子さん） はい、お願いします。

まずコロナの生活支援のことについて、臨時創生交付金について伺います。

5月の29日に締め切られて、で、それで低所得者非課税世帯3万円と、まあ組み合わせてプレミアムっていうことで、このまず一つは5月29日で、これも割り当てられたもの、生活支援5,000億円、それからもう一つは7,000億円のこれを全部使い切ったっていうことなんでしょうか。そうであればですね、まあこれやれば例年どおり同じくいつもやってるとおりやればいいんだっていうふうな、そういうちょっと安易な考え方があったのではないかなと思います。3万円、非課税世帯3万円。まあプレミアム券1万円買えば1万3,000円分。これが本当に全ての生活困窮している、まあ生活が大変だっていう、物価値上がりして大変だということに当てはまるんでしょうか。もともとやっぱり子どもを抱えてる子育て世帯に対する具体的なプレミアム券1万円で1万3,000円、これでいいでしょうっていうことではないと思うんです。で、国の方では3万円をいかようにでも利用できるよということになってますので、この辺のところ。で、10月にまた第2次の締め切りがありますけれども、電力も、電気料も、もう1月から補助金が始まって9月でもう補助金、国の補助金がなくなって、もうドンともう11月から電気代が、家庭用の電気代がドンと上がることになるんですけれども、それでまた生活が非常に困窮してくると思います。そういう点で、5月の29日で締め切って、それを全部もう満額として消化してしまったのか。10月にまた行うのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

すみませんが、タブレットの方に資料をあげておりますので、そちらの方をお開きく

ださい。議案第48号補正予算、電力・ガス、表示されましたので、そちらの方をお願いします。

そちらの方の2ページ目の方を開いていただきますと、2ページ目と3ページ目の方、見開きとしてこの概要、今回の交付金の概要の説明の方、記載しております。それこそただいまの見上議員の質問なんですけれども、最終日のちょっと一般質問の方のこととダブってしまうような形になるんですが、まず回答させていただきます。

まず5月の29日締め切りというお話がまずありましたけれども、こちらの方の5月の29日の締め切りというのは、町として補助金を、交付金を早い時期に国からいただきたい場合の事業を掲載してくださいといった内容のものです。で、具体的には、こちらの低所得世帯枠分の電力・ガス・食料品価格高騰重点支援事業としまして、事業の内容は2ページの下段についているものです。まず住民課非課税世帯に対しまして1世帯当たり3万円を支援するという事業の方でございます。こちらの方につきましては、国の方からあらかじめ低所得世帯支援枠として示されております。そちらの方の基準が住民税非課税世帯当たり1世帯当たり3万円という基準が示されておりますので、そちらの方の事業を行うこととしております。

そして10月の計画ということであったんですけれども、10月に提出する計画につきましては、町で行う全ての事業をメニューごとに計上してくださいというような形の指示が来ております。で、今回の交付金ですけれども、国の方から初めから低所得世帯支援枠と推奨事業メニューというものの枠で限度額がそれぞれ示されております。で、10月の計画書に記載する際には、この2ページの下段の低所得世帯支援枠のほかに、今回、今期の定例会に計上しております推奨事業メニュー枠、3ページの方に記載しているんですけれども、こちらの方のメニューと併せて記載して10月に国の方へ計画書として申請することとしております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 非課税世帯というのは本当に1,200世帯分計算してますけれども、まあ家族全員が非課税世帯、それから生保世帯も入ると思うんですけれども、本当に限られた世帯、限られた枠ではないかと思うんです。で、本当にこの枠を、まあ枠と一緒に、それから支援事業、推進メニューということでプレミアム券を組み合わせたとするんですけれども、これは本当にもっとやっぱり具体的な内容で子育て支援向けに考

えられるものもあったと思いますので、今後の10月の第2次ですか、そのことについて新しく何か取り組むつもりはありますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそコロナの交付金を活用したメニューとしましては、こちらの方のメニューなんですけれども、先ほど副町長の予算説明にもありましたとおり、すいません、ちょっと議案書の方にお戻りください。ページの方、20・21ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の項目のところなんですけれども、こちらの方でも子育て世帯生活支援給付金ということで、児童手当受給者のうち非課税世帯に児童1人当たり5万円を支援するという事業も別メニューでございます。これはコロナの交付金とはちょっと財源違うんですけれども、そういった事業もございますので、子育て世帯に対しても十分支援をできる、できているものというふうに思っております。

また、現段階では今後また交付金の方、追加で交付される、具体的に交付されるというような情報は入っていないんですけれども、先ほどの資料の方にお戻りください。資料2ページの上の方の財源内訳というふうに記載しているところなんですけれども、低所得世帯支援枠につきましては、現在交付限度額が2,582万1,000円示されております。こちらの方というのが令和3年度に似たような事業をした時の約7割を国の方で最初に割り当てしております。で、ここの部分を見てもらうと財源内訳で今回の重点交付金として2,582万1,000円、で、一般財源で1,272万6,000円、まあ持ち出しというような形になっているんですけれども、ここの部分につきましては、現在国の方から12月までかかりまして調査の上、追加交付するというような内容となっておりますので、ここの部分の一般財源の持ち出し分につきましては、後で追加交付されるものと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3項目について伺います。

まず1点目ですけれども、27ページかな、高収益作物の畑地化の事業で、この補助金っていうか出てるんですけど、国のその方針がころころ変わって、減反を推奨して畑地化を進めたり、で、それに従って畑地化したら今度5年に一度水張りしないと水田活用交付金を減らすとか、農家は翻弄されてきてるわけなんですけれども、今回この畑地化に予算が

ついてますが、5年に1回水張りしないから減らすっていうことは今後はないんでしょうか。その確認がまず1点。

それから2点目、女性活躍の環境を整える、まあその第1弾として講演会を開くと。その講演料25万円と確か言ったと思いますが、その25万円というのは経費を含めての25万円でしょうか。それとも純粋に講演料だけで25万円でしょうか。もしそうであるとすれば、私非常に高いような気がします。あとその講師はどんな方を予定していらっしゃるのかと内容について伺います。

あと最後は、29ページの保健センターの音響についての予算ですが、あそこ会議すると非常に反響がひどくてですね、天井に音が響き過ぎて音がよく聞き取れないんですが、その改善に伴うような音響の予算なんでしょうか。

以上3つお答え願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、それぞれ順番に答弁をお願いします。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算で計上して部分につきましては、畑地化事業を活用し行う農地が八峰町と能代市にございます。で、こちらの補助金は能代市土地改良区と峰浜土地改良区に交付するものでありまして、そちらにつきましては、結局畑地化することによって田んぼに経常賦課金という形で改良区が賦課してた、農家さんに賦課してたお金がいただけなくなると。その分を国が補填しますよという補填金になっております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 次、高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、私の方からは2点目の女性活躍関係のことについてご回答いたします。

こちらの方にあげております予算ですけれども、まず今ちょっと県の方に相談しているんですけども、講師を県の方にちょっとこう相談しているところです。で、その講師の謝礼として、まず1点挙げております。あとその後なんですけれども、その講師をまずこうお話聞いた後にワークショップも3回ぐらいは開催したいなというふうに考えております。詳細につきましては講師の方が具体的に決まった後に詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 最後の質問については、石上福祉保健課長から答弁をお願いします。

す。

○福祉保健課長（石上義久君） 4款1項1目八森保健センターの備品購入費についてお答えいたします。

こちらはですね、あそこの施設整備してから備品を導入しまして15年ほど経過しております。実際に音響、簡易的な、要は建物についてのスピーカーではございませんので、聞き取りづらいところは多々あるかとは思いますが、今現在使っているような簡易的なスピーカーとマイクを更新するという形で考えております。まあ施設の環境上ですね、まあ屋根が高い、縦長だという形もございまして、会議においてはですね聞き取りやすいような形の使い方を思案しまして、こちらでも対応したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私もちょうと3点について一挙に伺います。

まず奈良議員も質問しましたが、講師の枠が25万というのは高いなと思ったんですけど、分かりました。

それでですね、町長に伺いたいんですけども、この女性参画、女性活躍社会で当町はどうなんでしょうか、管理職が、女性の管理職が1人もここに参加してません。やはり進んでるところは管理職がやっぱり半数以上のところもあります。そこではやっぱり子育て支援とかきめ細かい案がいっぱい出されてます。で、私はやっぱりこれをやる前に、じゃあ八峰町はどうなのかっていうことを町長の方から、活躍社会に女性が参加できるような仕組みになってるのか。もう私は嫌だ、なりたくないっていうのをやっぱり率先してできるようなその体制をとっていく考えがあるのか。そのことについて伺いたいと思います。

それから、障害者計画、19ページにあります387万2,000円ということで随分計画にしては高いなと、ああ冊子を作ったりするのかな。それでですね、まだ障がい者の枠、まあ4時間でもいいですので、この八峰町の中でのその障がい者枠、これが満たされておられません。こういうことを各事業所ではどうなのか、それも盛り込むと思うんですけども、まず当町のその障害者計画の中にこういうことが盛り込まれるのかどうなのか伺いたいと思います。

それと、ついでに福祉課長に、福祉空間整備って9ページにありますけれども、福祉

空間整備とはどういうことなのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。最初に堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私からは女性活躍についてお答えしたいと思います。

見上議員が役場内はどうだっという話もちよっとされましたけれども、昨年度までは女性の管理職は1人もいなかったというところがございますけれども、今回の人事異動に伴いまして1人、まあそちらにも座っておりますけれども、いずれ女性の管理職を登用したところがございます。で、まあ女性の意識等もいろいろとあると思いますので、それを含めて、予定している講演会、あるいはワークショップでそういった意識改革ができればいいなというふうに思いまして今回予算を提案しているところがございますので、今後また改めてですね、その女性の活躍しやすい環境づくりに一層努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 2問目につきましては、石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 2問目、3問目につきまして回答いたします。

はじめに、3款1項3目の障害福祉関係の計画委託に関連する回答になります。

計画につきましては、先ほど副町長から説明あったとおりの形で、3本の合わせた計画の更新となっております。で、質問の中で障がい者枠という雇用の関係の問い合わせかと思うんですけども、役場のその雇用につきましては、当然労働関係の法律に規定されておりますので雇用者側からご回答させていただきたいと思っておりますし、計画の中でですね町内の事業所の障がい者雇用についての拡大、周知、そういったところにつきましては、今現在の計画の中にも入っておりますので、引き続きそういった形でPRに努めたいと考えております。

最後に、3款1項6目の補助金、地域介護・福祉空間整備施設等整備補助金につきましては、町内の事業所、グループホームでございますけれども、そちらの施設におきまして、今現在、工事内容としましては浴室を機械浴、いわゆる専用の車椅子に乗ったまま入浴が可能なような形で改修したいという考え方を、今、秋田県の方と協議させていただいてるという状況でございます。県の方から交付決定が、まあ早ければ秋頃オーケー出るかと思っておりますので、それに対応する場合の予算措置でございます。まあ全国的にこういった整備が進められておりますので、秋田県枠で不採用になりました際には、年度

末においてですね最終減額補正ということもやぶさかではないと考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1人管理職、女性の管理職がおられるってということで町長発言してましたけれども、是非女性にも発言できるチャンス、そして管理職のその席の方に是非座っていただいて、そういう女性の管理職を1人に限らず3人、4人と、1人だとやはり大変だということもあると思いますので、是非その辺は力を入れてほしいなと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第49号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,519万6,000円とする。

令和5年6月14日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

歳入、3款1項1目繰入金、補正前の額3,777万円から一般会計繰入金を112万7,000円減額するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にてご説明いたしますので、次の8・9ページをご覧ください。

歳出、1款1項1目医科一般管理費4節共済費を119万3,000円減額し、同じく2目歯科一般管理費4節共済費に6万6,000円を追加補正するものでございます。これは、それぞれ会計年度任用職員の人件費に係るものであります。会計年度任用職員、パートタイムの厚生年金負担金につきましては、本来、社会保険負担金とすべきものを共済組合負担金として予算措置していたため、これを精算し、改めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第50号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量の補正は、予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良事業に次の項目を加えるものです。

ホ 八峰町下水道・集落排水施設等整備事業事業費、事業費9,240万円。

内容は、現在町内にある汚水処理施設6カ所、マンホールポンプ60カ所に導入する監視システムと河川監視カメラ2カ所の事業費9,240万円を追加補正するものです。

現在の汚水処理施設やマンホールポンプ設備は、ISDN回線を利用し、施設に異常が発生した際は音声とファックスで通報されますが、このISDN回線のサービスが令和6年で終了するため、今回監視システムを更新することとしました。今回導入するシステムは、各設備をウェブやスマホアプリ等で常時監視することができるため、異常発生時には迅速に対応できるほか、新たに真瀬川と小入川のそばにあるマンホールポンプ設備に防災用監視カメラを設置し、大雨の際の河川の増水状況をホームページで公開することで避難などの判断確認ができるなど、防災意識の向上も図られます。導入にかかる事業費の2分の1は国の交付金を活用し、補助残については起債等を充当いたします。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道事業第1項企業債に2,640万円、第3項補助金に2,784万円、合わせて5,424万円を、第2款農業集落排水事業第2項企業債に1,020万円、第3項補助金に1,020万円、合わせて2,040万円を、第3款漁業集落排水事業第1項企業債に820万円、第3項補助金に816万円、合わせて1,636万円をそれぞれ追加補正するものです。

次に、支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業第1項建設改良費に5,568万円、第2款農業集落排水事業第2項建設改良費に2,040万円、第3款漁業集落排水事業第1項建設改良費に1,632万円をそれぞれ追加補正するものです。

第4条、企業債の補正は、予算第5条に定めた起債の限度額を「2,640万円」から「7,120万円」とするものです。

令和5年6月14日提出

八峰町長 堀内満也

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ昔と変わった提案の仕方の収支の報告ですけども、これです。施設改良費、まあ各項目、各事業の中にありますけども、この施設改良費の内訳みたいなものを表示してもらわないと、どういうところを直すのかというふうなところが分からない。まあ先ほどの説明では、その何だ、通報システムの改良という説明であったけども、それが全部この金額なのかどうか。それ以外のことも入ってるのか。その辺は何ら記載がないのでさっぱり分からない。まあその辺もう少し詳しく説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

補正予算に絡む様式については、まあ私は今回初めてここの課長になったんですが、前回同様この様式でいっているんで、このままだとは思いますが。

で、補正予算にあげている業務の予定量の補正のところには八峰町下水道・集落排水施設等整備事業ということで9,240万円計上していますけども、あくまでも今回は下水道事業、施設とマンホールポンプ、そして河川の監視カメラだけの建設改良費ということで計上をさせていただいています。

その内訳についてですけども、汚水処理施設とマンホールポンプ設備で8,976万円、河川の監視カメラが264万円、合わせて9,240万円という事業費になっております。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございますか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ今の説明で分かりましたけどもね、この様式が変わった段階で、やはり理解できないわけですよ。総額だけしか記載されてない。まあここに添付しなくてもいいけども、説明資料の中に実際のその九千いくらの内訳みたいなものがあるわけでしょう。例えば監視システム、まあ6,000万だ、まあ通報システムが2,000万とあってね、そういうふうなものがないと理解できないわけですよ。ですから、今後そういうふうな表示の仕方してください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これに、この事業に対して、まあかなりの高額な事業が随契が出てくると思うんですけども、やはりこれは公表してもらわないと分からないわけで

すよ。どういう事業にどのぐらいっていう事業の公表してもらわないと私たちはちょっと理解できません。そういう意味でも、もちろん町長は2社以上ということでしたので、数社、3社とかこういう見積もりでやっていくことになるのでしょうか。そこら辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

入札に当たっては、当然指名審査委員会の方に諮りまして指名競争入札ということになるかと思えます。で、発注の方法ですけども、いずれ分けないで一本で、下水処理施設もマンホールポンプも河川監視カメラも一本での発注になります。当然金額的にも5,000万を超えますので議会の方の議決が必要になるかと思えますので、その際はよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第9、陳情第4号、「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情」についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務民生常任委

員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、16日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

---

午前 11 時 58 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 10番 門脇直樹

同署名議員 11番 山本優人

同署名議員 1番 笠原吉範



令和5年6月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和5年6月16日（金曜日）

議事日程第2号

令和5年6月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
税務会計課長 成田拓也	企画財政課長 高杉泰治
福祉保健課長 石上義久	教育次長 山本節雄
学校教育課長 山内章	産業振興課長 山本望
農林振興課長 堀内和人	建設課長 浅田善孝
農業委員会事務局長 内山直光	生涯学習課長 今井利宏
あきた白神体験センター所長 菊地俊平	防災まちづくり室長 工藤善美

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木高	議会事務局庶務係長 須藤佳奈子
-------------	-----------------

---

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。

傍聴の皆様におかれましては、お足下の悪い中、ご苦勞様でございます。

議席番号1番笠原吉範です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1問目は、人手不足対策についてであります。

町では、少子高齢化に伴う人口減少により、人手不足が深刻な問題となっております。中でも基幹産業である農林漁業は深刻で、規模縮小を余儀なくされた方もいます。

その対策の一つとして、町職員の副業を解禁してはいかがでしょうか。地方公務員法38条により、営利企業等の従事制限はありますが、任命権者、つまり町長の許可があれば可能となります。役場は町で最も人数が多く、若い職場であり、民間に比べると休日も多くとれます。他自治体の例を挙げると、兵庫県丹波篠山市では黒枝豆、山の芋、丹波栗、米を対象に、和歌山県有田市ではミカン、弘前市ではリンゴ、山形市ではサクランボなど、10を超える自治体が副業を許可しています。6月14日の報道によると、湯沢市では、この15日から職員がサクランボの収穫に従事できるようになり、10人前後が意向を示しているそうです。

また、外国人労働者を受け入れることも一つの対策法と考えます。日本の農林漁業の技術は、アジア諸国の中でも群を抜いており、日本で学びたいと考えている若者が多くいると聞きます。農林漁業の就労を可能にする在留資格は複数ありますが、農林漁業に従事している外国人労働者のほとんどが技能実習の資格となっております。日本で働く

外国人労働者数は、令和4年度で182万2,725人で、うち技能実習制度は32万4,940人です。農業では3万1,194人、漁業では3,574人の方が就労しています。特に農業分野における外国人労働者は、この5年間で2倍に増加しております。受け入れには宿泊施設や言葉の問題、受け入れの手続きなど数多くのハードルがありますが、農林漁業者は高齢化が進んでおり、個人での受け入れは困難であると考えます。町が橋渡しをし、外国人労働者の受け入れを検討してはいかがでしょうか。

次に、2問目です。空き家の活用についてです。

町にある空き家は、令和2年度の調査でAランクが275棟、Bランクが149棟、Cランクが53棟、Dランクが30棟、判定不能が9棟で、合計516棟あります。調査から3年経過していますので、現在はそれより増えているものと考えられます。所有者は、「売りたい」、「貸したい」だけではなく、「どうしたらいいのかわからない」、「何から手を付けていいのかわからない」、「相続で困っている」、「片づけたいけど自分では難しい」など、数々の悩みを持っているようです。

東京都港区に「空き家活用株式会社」というのがあります。そこでは、地方自治体と連携協定により、様々な空き家対策に取り組んでいます。2021年には東京都世田谷区と連携した世田谷空き家活用ナビ、2020年9月には北海道栗山町と連携した栗山町アキカツカウンター、2022年1月に大阪府生野区と連携したいくのアキカツカウンター、2023年6月に長野県根羽村と連携した根羽村アキカツカウンターなどの事例があります。

八峰町も「空き家活用株式会社」と連携協定を結び、空き家の活用や対策に取り組むべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上2問、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、人手不足対策についてであります。

八峰町では、人口減少や少子高齢化により、基幹産業である農林漁業だけでなく、様々な産業においても人手不足が発生しているところであり、この対策は大変重要であると認識しております。

こうした中、国や県では、農業分野において、ロボット技術やICTを活用するスマート農業や農業DXを進めているほか、農地の集約や大規模化を行うとともに、経営

体の法人化を推進するなどの対策を実施しているところであります。

また、町においては、テレワークが主流の業種の方をターゲットに、農業を手伝いながら本業を行う「半農半X」事業を今年度も実施することとしております。

一方で、職員の副業については、これまでも町の規則に基づき、家業における農業への従事等を許可しているところでありますが、山形県や弘前市ではサクランボやリンゴの収穫期に副業を認めている事例があると聞いており、今後、町内におけるニーズの把握や条件等を調査し、その可能性を検討してまいります。

また、町内における外国人の受け入れにつきましては、現在、縫製会社や特別養護老人ホーム等で従事しており、以前にはJAにおいても受け入れしていたと聞いております。

今後は、町内の農林漁業者等との意見交換を行い状況の把握に努めるとともに、技能実習制度の見直しなど、国の動向を注視しながら、町としてどのような支援ができるのか検討を進め、町内事業者の人手不足の解消に努めてまいります。

次に、空き家の活用についてであります。

空き家は、極端な人口減少や少子高齢化の進行により増加傾向にあり、防災面や安全面、環境衛生面などの観点から地域住民の生活に部分的に悪影響を及ぼしていると認識しております。

このため、町では、解体する空き家に対し、その費用を一部補助する「安心安全なまちづくり推進事業」を実施しており、利用者からは概ね好評をいただいているところであります。

また、空き家の利活用としましては、空き家の一部をリノベーションし、移住者向けに貸し出す「定住促進用空き家活用住宅事業」を実施しているほか、相談者には、賃貸・売却などのマッチングを行うための「空き家情報室」への登録も紹介しております。

一方で、国の「空き家対策の推進に関する特別措置法」の一部改正により、適切に管理されていない「特定空き家」や、その予備軍である「管理不全空き家」に認定されると固定資産税の負担が軽減される特例措置がなくなることを踏まえると、今後、相談件数は多くなることが予想されることから、これまでの事業の周知だけでなく、新たな取り組みも必要と考えております。

こうしたことから、議員ご提案の「空き家活用株式会社」との連携協定などを含め、民泊や介護施設等での利用など、空き家に対する新しい利活用モデルのあり方などを幅

広く研究してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、1問目の人手不足対策について、再質問ありませんか。  
1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 全ての質問が検討していただけるということで、あまりそれ以上言うことなくなってしまうんですけども、まずは町長から今、半農半Xの話が出ました。半農半X、去年の実績分かりましたら、担当課長で構わないので教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

去年、おととしと県と実施しまして、去年、おととしの実績、2年間通して13名が来ています。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 13人、2年間で13人ということで、まあないよりはあった方がいいかなというぐらいの数字であります。正直、私も農業者の一人としてそう思います。

まあ先ほど来、私が言ったように、職員の副業を許可している自治体が続々と出てきております。もちろん副業許可したからといって強制するわけではありません。やはり事業者と職員との話し合いの中でもたれるべきものだと思っています。まあ副業はあくまでも、ほかの例を見ますと、地場産業の保護や地域貢献に繋がる活動でなければいけないということがうたわれております。そして、また、何といいますか、民間の仕事を体験することで職員の意識改革にも繋がるものと私は思っております。そういう意味では、早急にその副業を解禁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

昨日、おとといの新聞にもありましたけども、湯沢市におけるサクランボの収穫の手伝いを市役所職員がしていると、するといった記事もございました。いずれ全国的にも、先ほど私答えましたけども、弘前市、あるいは山形市においても同様の事例もございますので、八峰町内のその農業従事者の意見聞きながら、どのぐらいのニーズがあるか、そういったところをしっかりと調査した上で、早急に実施したいことはありますけど

も、その辺のニーズ調査をしっかりとした上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 先日、まあ2 週間ぐらい前ですかね、夕方のNHKの番組で、農業の人手不足ということを取り上げた番組がございました。JAが農業者にどのくらいパートの方が必要かっていうアンケートを取ったところ、280人必要だということで、JAが先に立って募集したら80人が来たということで、まだまだ足りない。そこで、ある農業法人が田植えができないと、人手不足で田植えができないということで、JAの職員が勤務時間中にその田植えを手伝ってる姿が映像として映っておりました。女子職員が苗を田植機にこう渡している、そういう番組がありました。だから八峰町のみならず、もう全国的に人手不足というのが本当に真剣な問題でありまして、是非ですね、その職員の皆さんの副業を解禁していただきたいと思います。

それとあと、次に外国人労働者の受け入れについてですが、先ほど私が話したように、この5年間で倍になっているわけです。農業に従事している外国人労働者。で、私もどうしたら外国人労働者の受け入れができるのかなということをちょっと調べてみたんですが、ちょっとネットでダウンロードしたりして調べてみたんですが、これだけの分厚いんですよ。で、私も一通り目通しましたが、よく理解できないことも非常に多い。これを農業者個人で、漁業者個人でこれを理解して手続きをしろといっても、かなり困難なわけです。ですから、やはりそこは町が音頭を取ってやるべきではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1 番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 改めてご質問にお答えいたします。

いずれ外国人の受け入れにつきましては、なかなか町としてできることってというのは限られているといったところが現実でございます。いずれその事業者に対しまして、こういった制度のあり方っていうのをしっかりと周知していくってことは必要と考えますし、町でもそれはできるというところを考えておりますので、いずれその事業者、あるいは商工会、そういったところとしっかりと連携して、事業者に対して改めて周知等してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） いずれ規模を縮小している農業者もいるわけです。面積を減らしたりですね。深刻な問題である、基幹産業が駄目になっていく、人手不足で。ありとあ

らゆる手段を講じなければいけないと私は思っております。まあそういう面で、まあ職員の副業と外国人労働者といった例を私が質問してるわけですが、それ以外にもまだ様々な考えがあるのではないかなと思いますので、ひとつその町の基幹産業である農林漁業が駄目になっていくんだと、人手不足で、そういう認識を当局も十分に持っていていただいて検討に入っていただきたいということを申し上げて、1問目は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、2問目の空き家活用について、再質問ありませんか。

1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほど町長の答弁で、町が今行っている空き家に対する対策を色々聞かせていただきました。先ほど来言ったようにもう、二、三日前の北羽にも出てきましたけども、能代市でも空き家の数がもう増えて大変だといったのがもう一面に載っております。このまま放置しておきますと、どんどん増えていく一方です、と思います。子どもが首都圏に出て行って帰ってこない。お父さん、お母さんが施設に入ると空き家になる。そういった事例が時が経つにつれて増えていくものだというふうに認識しております。ですから、それに対応するには役場職員の皆さんが大変だと思うんですよ、その対策を担うのは。ですから、この会社が、私が申し上げたこの空き家活用株式会社が、まあまあ民間の会社でありますので、どっかからその利益は得ているはずなんですけども、ちょっとそこら辺ちょっといろいろ調べたんですが、そこにまだ至っておりませんが、少しやっぱり、やはり民間の手を借りても対策をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。で、役場の中にそういうこう相談窓口を設けるといのが、この会社のやり方のようにあります。ひとつ、おそらく町長もネットで見たんじゃないかなと思います。民間の手を借りるのも一つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） お答えいたします。

正にですね役場職員もご承知のとおり、そんなに人数が多いわけではなく、空き家以外の仕事も皆さんしているところがございます。そうした中で、こうした民間の力をお借りして空き家対策をするっていうのは非常に重要なことだというふうに私も認識しておりますので、先ほどもお答えいたしましたけども、こういった会社との連携を含めて様々な手法を今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 全て検討していただけるという回答なので、これ以上言うことはありませんけども、いずれ少子高齢化、人口減で、人手不足と空き家問題っていうのはもう全国的な問題であります。これを突破するにはやっぱりかなりのエネルギーが必要かと思えますけども、町長の若い力で是非この問題に取り組んでいただきたいというふうに思っております。検討するという回答でしたので、検討を重ねて実行していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さんおはようございます。

議席番号11番山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

漁業担い手、漁業振興についてであります。

安倍政権が平成30年に70年ぶりに漁業法の改正をいたしました。資源の枯渇などで水産業が低迷する中、資源管理を強化し、養殖などで企業の新規参入を促すなどして漁業の成長、産業化に繋げることが目的であります。

今回、なぜ漁業法などを大幅に改正する必要があったのか。その背景には、漁獲量の減少と担い手不足があります。漁業者の減少も深刻であります。国内の漁業者の数は現在15万人と、この10年で7万人減少し、平均年齢も57歳と高齢化が進んでおります。八峰町はそれ以上であります。今後も漁業者の数が減ることが予想され、漁場の有効利用という面でも懸念が広まっております。将来にわたって安定的に消費者に水産物を供給するためには、国内での水揚げ増加と意欲のある漁業者の確保が不可欠だからです。これまで全体で獲る量を決め、あとは自由競争に任せていた規制を、今後は船ごとに数量を割り当て、それぞれの水揚げ量を厳しく監視します。そのかわり、船の大きさなどの規制を廃止し、今後は自由に船の能力を高め、効率の良い漁業を目指していきます。

さらに、養殖においては、漁場と漁協が優先的に利用できる人員を廃止し、企業なども容易に参入できるようにしました。法律では、大型船が操業する沖合と小型船が多数操業する沿岸漁業に分け、それぞれ船ごとに漁獲枠の配分を行うことになっています。

今回の法律は、漁協に優先的に与えられてきた順位を廃止し、漁場を適正かつ有効に利用していなかった場合、地域の発展に寄与すると認められた企業などにも都道府県知

事の判断で免許を与えることができるようになりました。高齢化などで使われてない漁場が増えてきている現状を考えると、新たな参入者を確保することは重要であります。

町としても漁場の有効利用で水揚げを増やし、漁場の担い手を増やせるのかが当町の水産政策の課題であります。残念ながら、漁協は漁業後継者不足と嘆きながら、既存の漁業者の無理解により新規の漁業許可の同意に努力しない漁協の体制、自己權益を守ろうとする既存漁業者の対応には問題があると言わざるを得ません。このため、漁業者が減る一方であるし、新規の許可漁業を認めない体制が町の漁業、漁協を衰退させてきた一因です。県も町も漁業政策の推進指導役割の立場から、広い漁場を全く活用しない、生かされていないならば、新規の漁業許可を伴った参入を漁協に求め、既存の漁場が適正に活用・運用し、漁業生産量の増加、担い手の参入が見込まれる取り組みが必要と考えるものです。

そのため、今までの新規漁業者の受け入れ状況、漁港係船の状況、共同漁業権、峰浜地域海面の漁場の有効利用の状況、増養殖事業への取り組み支援の状況など、その対応を、そして指導を問うものであります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、八峰町はこれまで、県北最大の漁業基地を有する漁業の町として栄えてまいりましたが、近年は、資源の減少や漁業従事者の高齢化、後継者問題に加え、原油価格の高騰や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、私としても、町の基幹産業である漁業の将来について危機感を抱いているところであります。

こうした中、平成30年の漁業法の改正においては、既存の漁業権がない場合でも、地域水産業の発展に最も寄与するものに免許を与える制度となり、これは、漁場の有効利用を目的とした、新たな漁業者が参入しやすい制度となったものと理解しております。

現在、北部地区の漁業権の設定については、全て知事から各漁協に与えられていると伺っており、実際に新規漁業者が参入する場合は、既存漁業者等で組織する北部地区運営委員会を経て、秋田県漁業協同組合理事会において承認されることが必要となっているところであります。

具体の北部支所における新規漁業者の受け入れ状況についてであります。令和2年度では5名、令和3年度では2名、令和4年度では1名の新規希望者に対し、全ての希望者が認められており、過去3年間では、漁業への就業に関して不許可となった事例はなかったと伺っております。

また、令和5年4月1日時点での准組合員を含む組合員数は、八森地区では92組合員、岩館地区では69組合員となっているほか、北部支所における令和4年3月31日時点の登録漁船数は、八森地区では92隻、岩館地区では56隻となっております。

次に、共同漁業権の有効利用における峰浜地区漁場の状況についてであります。峰浜漁協の組合員数は准組合員を含め、現在28組合員であり、この漁業権は峰浜漁協に与えられております。

今後は、令和6年1月1日に漁業権の一斉切り替えが行われることから、前述の漁場の適切かつ有効に活用されているかの判断については、その際、県において審査されることになると認識しております。

また、増養殖事業への取り組み支援の状況についてであります。県では、漁港内静穏域を活用した養殖技術の開発や新たに畜養殖に取り組む漁業者を支援する「秋田版畜養殖フロンティア事業」を行っているほか、町においても「つくり育てる漁業推進事業補助金」等により支援しているところであります。

今後、国や県と連携しながら、養殖事業に参入しやすい環境を整え、漁業経営の安定化や所得向上、後継者不足対策等に繋がるよう、取り組みを強化してまいります。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の新たな漁業参入者の確保については、町として漁業権の許可等に権限はありませんが、本町の基幹産業の一つである漁業の発展に向け、漁業者や関係機関等と協議しながら、新たな漁業者が参入しやすい環境づくりに一層取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、漁業担い手、漁業振興についての再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ模範的な回答であります。あまり深く実態を分かってないなど。まあ新規の組合員になったっていうのは5人に、2人に1人というふうに、組合員は若干増えてるんだらう、まあ新しい人ね。でもそれはほとんどが多分、乗組員というか、底引き船の乗組員だと思うわけですよ。で、本来、私が言う新規漁業者ってい

うのは、県知事許可を持った漁業と、それが我々、我々っていう、まあ私、もともと漁協職員だったのでそういう言い方なるんですが、まあ漁業許可を持って操業するっていうことが漁業を営むということとイコールという認識だわけですよ。底引き船の乗組員っていうのは、嫌いになったり、私嫌だとすれば、すぐ明日にでも辞めることできるんですよ。ですから、専門でないっていうか、まあ単に雇われ人という認識だわけです。で、漁業を営むということは秋田県の知事許可というものが必要で、それさえあれば何とか今まで飯を食える、例えば皆さん分かるかどうか分かりませんが、メバルの刺し網、テリって言いますけども、それからキスのこぎ刺し、それからカレイの刺し網等もあるわけですけども、まああとマダイのこぎ刺し網というふうなものがありますけど、こういう許可をもらって初めて専門漁業者ということになるわけですが、残念ながらこれの許可をもらって組合員になったっていう漁業者は今まで、私が覚えてる限り10年間で1人もいないわけ。

で、いないということはなぜかということですが、そこには、まあ先ほどの私の質問の中にも言いましたけども、漁協の運営で委員会があつてですね、その既存漁業者の同意がなければ新規の漁業の参入を認めないというふうな屁理屈があるわけですね。だから、まあ新しい漁業者を受け入れたくないというこぼみで、まずそのなってきたこの10年間1人もその専門漁業者が生まれてこない。減るのは当たり前のことなんですね、こういうことばかりしてると。ですから、ここはですね、やはり今までそういうふうなことをやって、明日から変えれと言ってもですね現状の体質では変わらないので、それは町長が指導力をもってですね、何とかこれ、運営委員会に聞いてもらって、そこを何とか若い人でも漁業の許可を与えるようにしてもらえないかと。意識改革をしてもらいたいと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめにですね、私、先ほど答弁の中で、令和2年から令和4年までの新規漁業者のお話をしたところでございますけども、その詳細な内訳まではちょっと把握してなかったものですから、それが乗組員だとか、あるいは本当に許可を受けて専門でやる方なのかっていうところまでは把握してなかったものですから、改めてそこをしっかりと調査してまいりたいというふうに考えております。

いずれその先ほどの答弁の中でも申し上げましたけども、この漁業に関しては八峰町の非常に重要な基幹産業でありますので、いずれこの基幹産業をですね、さらに発展させていくためにも、町としてやられることを今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ何とかその委員会にですね出て、説得してもらいたい。で、まあその辺もってお願いしますよ。

それと、まあ例として一つ挙げますが、今、キスこぎ刺し網という操業をした船がですね操業やめて、まあ空船というか休んでる船があるんですよ。その船を買い取って漁業をしたいというふうな申し出があったそうなんです。ところがやはり既存漁業者のキスのこぎ刺し網漁業者が反対したために、それを叶えられなかった。もしそれが叶えられていればですね、漁船、使っていない空船、ただ係留してるだけの船の再活用と、新規の漁業の許可をもらって一人前の専門漁業者が生まれた可能性あるわけですよ。で、それが、そういうふうなことが今後やっぱり必要なわけですから、そういうふうな事例をですね二度と出ないように、やっぱり欲しい漁業者がいたらですね与えられてほしいと。昔はキスのこぎ刺し網の許可するだけでも10隻ぐらいあったんですよ。今たった、多分操業してるのは1隻程度だと思うんですよ。だから1艘、2艘増えても何ら関係ないですね。

ということで、それともう一つはですね、今現在、底引き船が、まあ八森の例ですけども、底引き船が3艘、刺し網程度の船が6艘、あと釣り船っていうか一本釣り船が12隻程度の入港だったんですけども、昔はですね底引き船だけで7艘、で、刺し網という船が16隻ぐらい、あと一本釣り船が33隻と、すごい数いてあった。あそこ現状ね。ところが、その半分しかない今現状でスカスカの状態、隣の漁協の船を入れてほしいと、入港させてほしいということを言われたら、駄目ですと言われた。こういう使い方ではですね、やはりせっかく隣の峰浜漁協の船を係留させて有効利用できるチャンスなのに、それすらも許さねえ、この地元北部の体質、これがですね非常に問題あるのではないかと。ですから、まあそういうふうなことがもし許されればですね、峰浜漁協との交流っていうか、まあ融和っていうか、そういうふうなことも考えられるわけですよ。ですから、今後その峰浜漁協との融和も図られれば、共同漁業権という問題があるんですけども、まあ共同漁業権というのは秋田県漁協と峰浜漁協と浅内漁協だな、もう一つあったよな、

八竜漁協、ああ4つあるんですけども、まあとりあえず峰浜は町内なので、まあ有効利用が、漁場を有効利用するためにですね、峰浜の方はせいぜい漁業者が二、三人しかいないんですね。ところが八森の方では船外機を使った刺し網の漁業者が何人もいますので、もし有効利用できるのであれば、八森地区の漁業者が峰浜地先の方にまで行って刺し網刺すことができるんですね。で、その辺のお願い、調整っていうものを今まで漁協単位でやってきてないわけですよ。ですから、その辺もまあ同じ町内としてどうなのかと。一種漁業は無理だけでも刺し網漁業ぐらいは、有効利用という面では一つも使っていないと、そういうふうに言い切れるわけですね。ですから、その辺についても、これはなかなか漁協のね漁業者同士の話では解決できないんですよ。ですから、その先ほどの漁業許可に対する委員会のお願いと、峰浜漁協との調整、この2点について町長から、どうしてくれるのか、何とか返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 非常に難しい課題だなというふうに率直に考えております。正直言って、町としての立場としてどのくらいのことができるか、正直現時点ではまだ私も分かりませんが、まずはですね、この平成30年の漁業法の改正、その目的がやはり漁業者の所得向上であったり、あるいは年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立、そういったものが主な目的であると思っておりますので、まずはその法律の趣旨をですね漁業者の皆様、あるいは漁協の皆様にですね説明することは町としてはできるかなというところでございます。

正直言って、まあ繰り返しになりますけども、その峰浜漁場の有効活用、あるいは今後のところっていうところはですね、町として正直言ってどのくらいできるか分かりませんが、やれる範囲でしっかりと取り組ませていただいて、ひいては、この基幹産業であります漁業の発展に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、まあもちろんそれはやれということではないですよ。それは強制はできないわけ。ただ、その機会を求めてつくってもらって、そこでお願いしてみる。まあ説明する必要が、まあ指導力を発揮してほしいということですよ。そうではないとね、なかなかその機会、まあこれは逆に言うと、漁協の執行部の方からむしろお願いされてるんですよ。なかなか中でぐちゃぐちゃして難しいと。ですから、まあ町か

ら何とかこう説得してもらえないかというふうな話があるわけですね。ですからそれを是非お願いしたい。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、繰り返しになるかもしれませんが、町としてできることであれば当然やらさせていただきますけども、現時点でですね、そしてまたこの議場の場でなかなかいい答弁にはならないかもしれませんが、そうした場をまずつくることは可能かどうか、そういったところからまずしっかりと検討させていただいて、まあ議員のこう思うようなことになるかどうか分かりませんが、まあ先ほど繰り返しになりますけども、その法律の内容だったり、その町の現状っていうところをですね皆様方に関係者にですね説明して、そういった場をつくれるような形になるようにしっかりと努力してまいりたいというところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 町単独でやれということでもないんですよ。例えば明日のこれからの資産を考えるとということで、例えば議員の教産建も一緒になって漁協の幹部と話し合えというふうなこともあってもいいだろうしですね、別に町長一人で行って乗り込んで説得へと言ってるわけではない。まあそういうことで理解してください。まあそれ何とかね、課長お願いします。

もう一つ、まあ養殖のことですけどもね、なぜ養殖のこと言わなければならないのかなということですけど、彼ら今、八水株式会社ですが、底引き船のここ二、三年の、ここ二、三年っていうか近年の出漁日数が、昔、110から120日ぐらいだったんですね。ところが、ここ数年、95日台の日数だわけですよ。で、まあ我々、私がまだいた頃とほとんど変わってないんですが、底引きの1日の採算ラインっていうのは30万という、まあ水揚げ金額ですね。それで勘定すると3,300万から3,600万の範囲がまずボーダーラインということなんです。ところが95日になると2,800何ぼになるの、50万になるわけですから、約500万ぐらい足りなくなるんですね。だとすると、やはり返済とかそういう、まあいろいろな間に合わない状況になっていくと。ですから、これを何とかするっていうのも天候には勝てないわけで、だったら、まあこれで養殖で何とかその補填分をお願いしたいということが物事の発展、発達、八水だったんですが、まあそれについて私は非常にいいなと。今で言う二刀流だわけですね、養殖と漁船漁業と。これについてですね、

積極的にやはり進めていかなければいけないなど。船も減ってですね、まあそういう補填する代替漁業みたいなものがもし可能だったらどんどん進める。で、なおかつ別に有効、漁場の有効利用するためにはですね、まあよそからでもいい参入してもらって、あそこでまた養殖の拡大する漁業者がいてもいいわけですね。それで八峰町の税収が入ったり、水揚げの金額が上がったりする、それに越したことはないわけです。ですから、その辺を是非進めてもらいたいものだと思います。

それと、まあこれ今日、私朝間に見たんですが、秋田県でですね養殖事業の提案出てるんですね、3,000万の予算で。プロポーザル。これは秋田県の8漁港ですね、漁港の中で養殖の可能性の調査、3,000万予算、プロポーザル。まあ明日だかな、今日が期限らしいけども。まあこういうふうに秋田県も頑張ってるわけで、是非八峰町もですね、この養殖事業というものに対してチャンスがあったらどんどんやらせてもらいたい。

で、なおかつ、今もう一つ、岩館漁港の中に栽培協会の施設、まあ今現在、ヒラメの中間育成やってますけども、あれたった2カ月しか使ってないんですよ。で、あとの8カ月、ひとつも使ってない。で、今、養殖可能性があるというのは、ギバサ、サーモン、この使ってねえ期間でできるわけですね。ギバサも秋から、5月なればもう刈り採るって、1年です。まあ1年というか半年ぐらいです。サーモンも12月に出る、4月、5月、6月。空いてる時間に使えるわけですね。もしかしたら陸上に養殖、あれ半年間で可能性があるわけですね。ああいうふうな使い方も私はいいいんじゃないかなと思うわけですね。で、あそこの協会の施設に関してはですね、私、昨年、一昨年でしたか、協会の職員に聞いたら、いいですよと。まあ内々ですけども、是非有効利用するんだったら正式に協議してもいいですよという話はしております。ですから、まあそういうふうな、やる人の問題ありますけども、そういうふうなチャンスもあるんだということで理解ください。それについていろいろ話しましたが、回答を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずはじめに、先ほどのですね漁協との協議の場ですけども、まずその漁協含めて関係機関とのですね、そういった協議の場をつくることは可能かというふうに考えておりますので、早い時期にそういった場をつくれるように、まずは進めてまいりたいというふうに考えております。

そしてもう一点の養殖に関しましては、まあ現在ご承知のとおり、今、サーモン養殖

を進めているところでございますけども、それで満足することなく、新たに漁種等についてもいろいろと試験的に進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。町としましても、今後も引き続き県としっかりと連携しながら、新たな漁種、あるいは生産の拡大、そういったことに向けてしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。

○11番（山本優人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は、交流人口と関係人口増加への取り組み、そして観光について伺います。

今年のゴールデンウィークは、コロナ禍で抑えられていたエネルギーが爆発したかのように、どこの行楽地も人でいっぱいだったようです。八峰町も久しぶりに大勢の観光客でにぎわいましたが、中でも最近オープンしたばかりの漁業者と農家等が共同経営する地物海鮮丼の店「どはち」と、山本酒造の実験的カフェ「LABO and CAFE YAMAMOTO」は、開店早々、行列ができるほどの大人気でした。さらに今後の動きとして、老朽化による修繕費の増大から、長年の利用者に惜しまれながら昨年閉館した湯っこランドのサウナへのリノベーション計画があります。まさか解体目前だった町の施設が若い民間人の力でよみがえることになろうとは、誰も想像していなかったのではないのでしょうか。サウナは今、空前のブームに湧いていますが、一時的な流行にとどまらず、キャンプのように文化として定着する可能性を秘めており、新たな観光ニーズの掘り起こしに繋がるのではないかと大いに期待しているところであります。斯様に、ここ最近の町内の若手経営者による新規業態への挑戦は目覚ましく、サーモン養殖を含め、かつてないほど八峰町への世間の注目が集まっており、人口減少の先端をゆく本町に希望をもたらしてくれていると思います。

今述べたこれらの店舗や施設は、非常に魅力的で集客力のある観光資源であり、交流人口・関係人口が増加する機会を提供し得るものと思います。しかしながら、町内の宿泊施設と移動手段の選択肢が少ないため、その機会を生かし切れず、経済波及効果も限定的なものにとどまることが考えられます。せつかくの若者の意欲的な試みを支える観光インフラが現状では十分とは言えません。

御所の台エリア再開発構想には、リゾートホテルを整備・誘致する案も浮上しておりますが、それほど豪華で大きな規模でなくとも、個性的でオーナーのこだわりのある小さな宿がたくさんあることも町の魅力を高め、観光客の旅心を刺激するのではないかと思います。既存の宿泊施設だけではなく、地元の日常を体験したい外国人観光客等には空き部屋を活用した民泊も人気があり、ニーズは多様化しています。

交流人口・関係人口と観光は関連しており、定住・移住振興にも少なからず影響があると私は考えますが、交流・関係人口への取り組みと、多様化する観光ニーズにどのように対応していくのか、町長の見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

観光分野については、コロナ禍を契機として密を避ける傾向が強まっており、団体旅行から少人数旅行への変化や、主要観光地から地方観光地への分散の動きが顕著に現れております。また、入国規制緩和によるインバウンド需要の回復や、テレワークの普及等により地域に縛られない働き方が推進されたこともあり、地方を訪れる理由も多様化しております。

能代山本エリア内においても、インバウンドDMOによる海外旅行会社向けの商品開発ツアーが実施されるなど、アフターコロナを見据えた取り組みがスタートしており、これらのツアー等を通じて、本町の留山や三十釜、はちもり観光市等にも、国内外から観光客が訪れております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、八峰町では滞在型観光を推進していくための受け入れ体制が十分ではなく、世界自然遺産「白神山地」をはじめとする豊かな自然資源を生かした魅力的な体験・交流メニューの開発や、外国人観光客等に人気のある多様性の高い宿泊施設の整備に加え、効率的に観光ポイントを回るための移動手段の確保等が急務となっております。

今後、町といたしましては、既存観光資源の磨き上げを行っていくとともに、対外的に知名度の高いサーモン養殖事業や、旧湯っこランドを利活用するリノベーション事業、今年3月にオープンした日本酒の醸造所を併設したカフェなど、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業を支援しながら、魅力的な観光コンテンツの開発に努めてまいります。

また、宿泊施設の整備については、コロナ禍により令和2年度から宿泊客の受け入れを停止していた夕映の館や漁火の館の営業を再開させることで、多様化する宿泊ニーズに対応してまいりたいと考えております。

なお、両施設については、現在、宿泊再開に向けた準備を進めており、本議会で提案した予算の中で必要な修繕等を行い、施設環境が整い次第、速やかに宿泊客の受け入れを再開することとしております。

併せて、外国人観光客の受け入れに必要な施設内の多言語表記や、Wi-Fi環境の整備等については、今後、インバウンドDMOや観光協会等と連携しながら検討を進めてまいります。

さらに、移動手段の確保については、複数の移動手段を用意することは難しい状況にありますが、令和4年から運用を開始しているデマンドタクシーを活用した周遊観光の可能性等を含め、観光客にとって快適かつ利便性の高い移動手段を提供できるよう検討してまいりたいと考えています。

加えて、現在、町では、北東北を代表する魅力ある観光地を目指し、道の駅移転計画や既存観光施設の連携、民間事業者の進出等を盛り込んだ「御所の台エリア再構築構想」の策定を進めており、今後、この構想を実現させることで、多様化する観光ニーズに対応してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、交流・関係人口増加の取り組みと観光について、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） さすがに最近の観光のトレンドをよく把握しての答弁だったと思います。おっしゃってくれたことを全て実現すれば、おそらく八峰町の観光地として魅力は多分飛躍的に高まっていくんであろうと思います。

それで、まず最初に交流人口と関係人口について伺います。

交流人口というのは、観光以外にも仕事とかレジャー、あと買い物、通院など日常の

様々なレベルでその地域を訪れる不特定多数の人口と言えると思いますが、この学校であるとか会社とか病院、まあこのような社会資本と言えるもの、あるいは商業施設、こういったものの社会の供給量にある程度比例して増えていくものと考えます。しかしながら、その地域社会との関わり方としては表面的なものであらうと思います。しかし、関係人口というのは交流以上定住未満と言われるように、地域との関わり方が深くなります。そこが好きだから何かお手伝いしたい。例えば、白瀑のみこしの滝浴びの担い手が少ないから、その時は手伝いに来ますよとか、そういう方たちを関係人口と呼ぶわけですが、そういった、先ほど来質問にありましたように、地域の人手不足であるとか、そのような地域課題の解決に繋がる場合もあります。この関係人口を増やすには、黙ってても増えないわけですね。行政が主体となって長期的に取り組んでいかなければ、なかなか増えていかないものと思います。

鹿角市では、ご存じかと思うんですけども、2018年に「みんなの鹿角家」という関係人口創出事業を実施しております。これはいわゆる家族、鹿角家という、このまあ事業のですね、家族になると家族証がもらえる。証明書ですね。あと家族通信、メールなどで届く。家族会議に参加できるなどのこうした特典を付与して、家族を募集したわけなんです。こうした取り組みは八峰町で多分やってませんよね、今まで。いいことはどんどん真似していけばいいと思うので、八峰町版のこういう関係人口創出事業をやったらいかがかなと思います、その辺について見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 関係人口の創出にまずつきましては、昨年、その前も実施しました半農半X事業、先ほども答弁いたしましたけども、これもその関係人口創出の一つの事業だというふうに私も捉えております。で、県の方でもですね非常に効果があったということをお認めしております、そういったことから町としてもですね、町単独で今年事業を継続したところでございます。

また、2018年の「みんなの鹿角家」の話につきましては、私ちょっと勉強不足で分からないところありますけども、そういった議員ご指摘のとおりですね、ほかの市町村であつてもいいものは八峰町でもどんどん取り入れて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 是非、町単独でも実施して、もう少し規模を広げてやっていただければと思います。交流・関係人口についてはこれで終わります。

次に、観光についてでありますけども、交流人口・関係人口の増加と観光は非常に密接に結びついているものと思います。これ別々に対策を立てるのではなくて、まあ大きな枠組みの中で、どういうふう交流・関係人口を増やして観光客を増やし、そして魅力を高めていくか、これ一体で議論していかなければならないと思います。

私が今回この質問で一番メインとしたこの趣旨ですが、民泊というシステム、民宿とは違い、民泊ですね。これ例えば世界的に有名なシステムでエアビーというのがあります。エアビー。担当者の方調べになったかと思いますが、インターネットで予約ができるシステム、まあこれはどこでもありますけど、要するに民家の空き室ですね、一室、使っていない民間の空き室とか、例えばアパートの一室とか、そういうものを宿泊の場所として提供できる、そういうシステムなんです。で、まあ地方の場合で言いますと、例えばふるさとを離れて、親も他界し、空き家になった実家だけが残ってしまった。そういう場合は多々ありますね。あるいは子どもが独立して夫婦だけになった。そういう世帯で、かつては子どもが使っていた部屋が今、空き部屋で物置になってしまっているとか、そういう事例たくさんあると思うんですが、探せばかなりの数の、十分使えるけれど使っていない家や部屋が町内にもあるのではないかと思います。まあこれですね、普通の民家でも一室だけでも宿泊用に使うことができる、これが民泊というシステムなんです。本町でもこういう民泊システムに興味を持ってる方いらっしゃるんですよ。で、まあ御所の台エリアのようにね大規模に再開発して、北東北を代表するそういう観光施設、それを目指すのもあり。でもその一方で、个性的で地域住民との例えば文化的な交流ができたり、深いコミュニケーションが図れる。そしてどこにもないオリジナルな旅を可能にする。まあこういうことが、まあ先ほど町長の答弁にもありましたが、多様化してます、観光のニーズ。ですから、八峰町で例えば民家の一室を使って、オーナーさんと一緒にご飯を食べて、で、地域の物語を教えるとか、そういう交流が可能である。それをインターネットに載せれば、それを目当てに、まあわざわざ外国からやってくるお客さんもいらっしゃるわけですよ。

ですから、これから観光も大きいものばかりでなく、小さくて多様なもの、これが地域にどれだけあるか。それを点在しているだけではなかなか観光産業の大きな発展は見込めないで、やはり地域内の移動手段、これも必要になってくるとは思いますが、と

りあえずはこの民泊、これを、こういうシステムがあるということを行政として周知していったらどうかと思うんです。お金はそんなにかかれないんですよ。投資するのは民家です。個人です。ただ、その周知をして、例えば初期投資ですね、初期投資はある程度はかかると思います。そこに対していくらかの補助をすとか、そういうやり方が可能ではないかと思うんです。あと、住宅宿泊事業法ですね、これをクリアする必要はありますけども、それほど難しいものではなかったと思います。旅館何だ、宿泊業とかその他の法律に比べるとそれほど難易度は高くなかったと思います。

で、こうした空き部屋を有効活用することで、例えば年金生活者にとっては副収入を得られることになりまして、サイドビジネスも可能なわけですよ。もちろんその年間の営業日数180日が上限とかそういうものはありますけども、180日を超えてやりたいと、それくらいの意欲があれば本格的に民宿なりやればいいわけで、この範囲内でやりたいという人はおそらく探せばいるのではないかと思います。まあ空き家で放置しておくよりも、少しでも収入が得られるとなれば、そのふるさとを出ていった人でもね、ちょっと挑戦して、これやってみようかなという人もいるかもしれません。で、空き家対策にもなりますし、行政としてもメリットがあるはずだと思いますけども、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず空き家につきましては、先ほど笠原議員のご質問にもお答えいたしましたけども、いずれ空き家活用株式会社との連携、あるいは奈良議員のご指摘のような民泊の活用の仕方、いろんな活用の仕方あるかと思いますので、そういったところをまず研究しながら、まあ多様化する観光に向けてですね、しっかりと対応できるような、まずは仕組みづくりをしていきたいなというふうに考えております。

また、その空き室につきましては、当然ながら住んでる方がいてですね、そういったことをこう、そのシステムの使い方、あるいはその費用等かかるかもしれませんが、いずれ、すいません、私、現時点でですね、そういったところをまだしっかりと把握していないところがございますので、そういったところをしっかりと勉強した上でですね、まあ今後の取り組みをしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今日の魁に載ってましたが、訪日客、いわゆるインバウンドで

すね、訪日客増へ新コンテンツということで、本県関係の6県が観光庁の補助事業に採択されたという記事が載っておりました。その中にすね、男鹿市のクラフト酒醸造所の「稲とアガベ」っていうのがあります。堀内町長、多分お酒好きなんで分かるかと思うんですけど、非常に意欲的にいろんな事業を展開しております、「稲とアガベ」。で、この市内の観光業者と連携して富裕層向けツアーの開発、富裕層向けだそうです。それから、北秋田市の伊勢堂岱遺跡っていうのがありますね。ここをイギリスのストーンヘンジという巨岩の遺跡があります。その繋がりを生かした事業に、京都市の一般社団法人世界文化遺産地域連携会議、ここが取り組むと、こういう事業もまた採択されております。

この非常に多様で個性的な観光メニューが最近どんどん出てきまして、当町も資源は魅力的なものがいっぱいありますよね。豊かな自然と、あと、もちろん魚がおいしいし、川と海と山があって自然には恵まれて、食べ物もおいしいし、まあそれから、そうですね、夕日も美しいと。で、日本ジオパークに登録されている。そういうの、町全体がジオパークであるという、それは大きな売りになると思います。ですから、こういうものをこう生かした観光メニュー、これを作ってください、あとはやっぱりその移動手段、これがどうも、移動手段と宿泊施設の少なさ、これがネックになっていると思います。この移動手段の解決ですね、これは是非本気で考えていただきたいんですけども、まあデマンド型タクシー、これの有効活用、これを観光客にも使っていただく、これはもうもちろん進めていただきたいんですけども、山本酒造がすねツイッターでこんなことをつぶやいてたんですけど、レンタサイクルを始めますと、カフェで。まあその自転車は2台しかないんですけど、随分おしゃれで高級な自転車なんですよ。何かクラウドファンディングで買ったみたいなんです。ですから、そういう非常にこう個性的で、「あ、それがあるんなら行こうか」と思える、そういう施設にお客さんはわざわざ不便なところでも行くんですよ。あと、山本はこれからランチの提供も考えてるし、宿泊施設も考えてるということでした。となれば、ますますその多様な施設が増えていくということになるんですが、その移動手段ですね、デマンドタクシー、山本のようにレンタサイクル、こういうものを考えていかないと、その町内移動が難しいので、いくらコンテンツがあってもお客さんはちょっとこの足を踏むんじゃないかと思うんです、来るのに。で、その移動手段については、町長は今後どのようにしていきたいと考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀

内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどご質問にお答えしたようなデマンドタクシー、これは当然活用していきたいというふうに考えておりますし、そしてまた本町、幸いにも五能線、まあ本数は少ないですけどもでございます。こういった活用、公共施設の活用、さらには町内バスの活用、さらにはですね、まあハタハタ館なんですけども、ハタハタ館の宿泊客に対しては山本まで送迎するような取り組みをしていきたいというような話を聞いてるところでございますので、そういったところも使いながら、その町内移動を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） レンタサイクルの事業のあきた白神体験センターでやるということは、これは可能ではないでしょうか。いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地白神体験センター所長。

○あきた白神体験センター所長（菊地俊平君） 奈良議員の質問にお答えします。

まだセンター内ではそういった検討はされていませんので、今いただいた話をセンターに持ち帰って、スタッフで話し合いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ええ、是非よろしく願います。

では、これで最後の質問になりますけども、町長の考えていらっしゃる観光、そして交流・関係人口の増大、これらについてのグランドデザインというのか、大体のビジョン、これについて是非お聞かせいただきたいと思います。夢の希望のある答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご承知のとおりですね、この八峰町には世界自然遺産「白神山地」、そしてまた雄大な日本海、こういったものに加えまして、3月にオープンした山本のカフェ、あるいは「輝サーモン」も相当人気がございます。こういったものをですねブランド化して行って、観光コンテンツをどんどんどんどん広げていきたいというふうに考えております。

さらにですね、まあご承知のとおりでございますけども、今、御所の台エリアにおい

てですね、ホテル、あるいはカフェを含めたですね、ショッピングができるようなかなりの施設を計画しているところがございますので、そこを一带をですね北東北を代表するような観光地に仕上げたいって、八峰町全体でこう盛り上げるような、そんな観光拠点になるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。

○3番（奈良聡子さん） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8番、通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、臨時交付金を活用して生活支援についてということで伺います。

地方創生臨時交付金1.2兆円増額されました。低所得者支援枠5,000億円は新たに創設され、非課税世帯一律3万円を給付することが補正予算で決議されました。給付方法は市町村の裁量で変更することができますが、補正予算で非課税世帯一律3万円給付となりました。推進事業メニューは7,000億円で、事業者支援と生活者支援があり、補正予算で1万円購入で1万3,000円分の利用できるものを7,000発行することも決議されました。実施計画は5月29日の第1次締め切りで、交付決定は7月中となっております。

推進メニューは、生活支援と事業者支援があります。生活支援のことで伺います。

裁量権がありながら毎行っている非課税世帯とプレミアム券の発行では、町全体に恩恵が行かないのではないのでしょうか。プレミアム券を家族分、商工会に申請しても、2万、3万の初期費用がかかります。町内の利用に限られていますので、資金がある方や事業者には向いていますが、子育て真っ盛りの低所得者世帯では、今困っていることを支援してほしいと思っているのではないのでしょうか。学校給食費もその一つです。半額になってますが、兄弟で学童をもつ世帯は家計に響きます。高校生の通学費は、JRの利用は限られています。それ以外の高校生は、車での送り迎えを余儀なくされます。そこでガソリン代の支援など考えられるのではないのでしょうか。子育て世帯で働いてる親御さんは、非課税ではありません。せめて所得割非課税世帯の支援も考えられるのではないのでしょうか。

第2回実施計画提出期限が10月の2日となっております。第1回で満額利用を使い切ってしまったのでしょうか。

いずれ生活は非常に厳しい状況になってます。5月、6月は税金の支払いが大変だと

か、年金から介護保険を引かれて生活できない。やむを得ず、繋ぎに社協の助け合い資金を借りようとしても、このところ返済が滞っている人が多く、新たな申請を受けることが大変難しいということをおっしゃっています。これらのことを考えるならば、臨時交付金だけではなく、町としての対策もとらなくてはならないのではないのでしょうか。

以上、町長の考えを伺います。

2 問目の乳幼児保育の充実について、3 項目について伺います。

1 つは、乳児保育の場合、哺乳瓶を3本持参していると伺いました。家庭から持ち込んだ哺乳瓶は、園でどのように扱っていますか。園から家庭に返す時の処理法はどのようになっているのでしょうか。一番大事なことは、消毒が完全に行われているかです。人為的な食中毒はあってはなりません。働くお母さんたちは、園に子どもを連れてくるまで準備支度にやらなければならないことがたくさんあります。負担軽減はもちろんです。衛生面から公立の役割として園で哺乳瓶を用意することを考えませんか。

次に、アレルギーの乳児は特定のミルクが必要です。これは値段が非常に高くなっています。アレルギー用のミルクを園で用意しているのか。今までのアレルギー対策についての考えを伺います。

最後に、3歳児以上児の給食は副食のみです。乳児から2歳児までは、ご飯を炊いています。3歳児以上にご飯を与えるには、1合から三、四人分はとれるのではないのでしょうか。30人分を多く見ても7合も追加して炊飯すれば、出来立ての完全給食が食べられます。国は、この分の予算を組んでいません。一般会計から子育て支援として持ち出すには、ほんのわずかな予算でできます。このことを何度も質問してきましたが、今まで全く同じ答弁です。弁当持参は親の愛情と言われます。小・中学生が完全給食で、親の愛情は求めています。町の愛情で園児全員に炊き立ての温かいご飯を提供しませんか。

このことについては、町長にも伺いたいと思います。教育長にもよろしく願いいたします。

最後の項目の随意契約の要綱の変更と随意契約の公開について伺います。

建設課職員2名は、21年度分、22年度分、2件を業者委託料に77万1,100円、見積もり額の水増しした背任行為で新聞・テレビで放映され、全町民が衝撃を受けました。どうしてこのようなことが起きたのか、徹底検証しなくてはなりません。会計年度職員でベテランの技術者と採用間もない職員との関係を上司が見抜いていたのか。町民の公僕

として基本的なモラルがあったのか。疑いたくなります。それと、このような事件を発症させる温床が町当局の管理体制にあったのではないかということです。

随意契約の項目には、目的、方法、決裁とあります。目的では、「随意契約は、地方自治法施行令第167条2の規定に関する限り、例外的な随意契約ができる」云々。「契約行為には十分留意し、適時適正な運用を努めることが望ましい」とあります。末尾の「望ましい」ではなく、もっと強い表現で「努めなければならない」と書くべきではないでしょうか。「随意契約には、別冊の八峰町随意契約ガイドラインを参考にする」とあります。ホームページには載っていません。

方法には、「特別な事情がある場合を除き、2社以上の見積もり予定価格を定める」とありますが、今までこのことは守られてきたのでしょうか。町長はガイドラインの見直しを管理職員に通知してありますが、要綱を守っていれば防げたことではないですか。要綱の内容を見直してガイドラインを厳しいものにし、職員にモラルをきちんと教育することが大事ではないでしょうか。

他市のガイドラインは、8ページや12ページに分かりやすく載っています。その中にはもちろん契約見積もりは複数や3社と決めています。再発を防ぐには、随契の公開だと思います。最新版では、大津市、2023年4月から公開しています。また、鶴岡市随意契約のガイドラインは、令和3年9月とあります。12ページにわたり、最後のページに「随意契約利用」の公表と題して、公表対象、公表項目、公表時期及び公表期限とあり、公表方法は「鶴岡市ホームページにおいて公表する」とあります。ネットにはいろいろ載っていますが、事件が多く発生していることの現れだと思います。近年、改めて随契のあり方も見直しているものだと私は思っています。

八峰の財政は60億円あまりです。職員の賃金や福祉事業計画の実施費用を除いて、ほとんど業者繋がりで成り立っています。それゆえ、各自治体は業者癒着を避け、不祥事を生じさせない土台づくりに工夫がされています。今回の不祥事は、議会軽視された面が多々ありました。チェック機能を果たすのが議会の任務です。ガイドラインを示して、一緒に二度とこのような事件が起きないように対策を考えることが必要ではないでしょうか。

以上、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開をいたします。午後1時から当局の答弁をお願いをいたしたいと思っております。

午前 11 時 39 分 休 憩

.....

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の 8 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「臨時交付金を活用した生活者支援」についてであります。

交付金の「生活支援」と「事業者支援」の内容につきましては、第 1 回実施計画は、交付金の早期交付を希望する場合に限り提出することとなっており、町では、国が「低所得世帯支援枠」の事業費の算定として示している「住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 3 万円を支援する分とその事務費分」のみを提出したところであります。

また、今議会の一般会計補正予算に、「推奨事業メニュー」として、稲作農家やしいたけ農家、漁業者への支援に加え、町内商店等への支援としてプレミアム付商品券発行事業補助金等を追加補正しており、これらを追加し、第 2 回実施計画を提出する予定としております。

なお、今回の事業費で既に町に示された交付限度額を超えていることから、議員ご提案の学校給食の無料化や高校生の通学費の補助につきましては、見送りたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、乳幼児保育の充実のうち、幼児保育の主食についてであります。

現在、3 歳児以上の主食をご家庭からお持ちいただき、こども園で保温した後、給食時に供しておりますが、これは、国の方針に従って実施しているものであります。一方で、本町においては相当に少子化が進んでいる現状もあります。

ご承知のとおり、少子化対策と子育て支援対策は異なるものでありますが、今後、国による異次元の少子化対策や町の財政状況など、総合的に勘案しながら、対応を検討してまいります。

次に、随意契約についてであります。このたびの背任事件の発生を受けて、随意契約の取扱いについて、職員に対し「八峰町随意契約ガイドライン」に準拠した、より厳格で適切な取扱いを指示したところであります。

1 点目の「取扱要項の表現の変更」については、ご指摘のとおり、より強い表現に改めてまいります。

2点目の「2社以上の見積もりによる予定価格」については、見積もり競争方式で行う随意契約については、これまでも要項の規定を遵守して運用しております。

3点目の「随意契約の結果の公表」については、5月から、財務規則で定める少額随意契約の基準額以上の特命随意契約について、ホームページで公表するよう取扱いを改めたところであります。

4点目の「ガイドラインのホームページ掲載」については、会計年度任用職員を含む全ての事務職員を対象としたコンプライアンス研修のほか、コンプライアンスマニュアルの作成を計画しているところであり、まずは、これらの対策を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私の方から見上議員の1問目のご質問にお答えいたします。

現在、ゼロ歳児クラスのお子さんをお預かりする際には、ご家庭で使用しているミルクと同じ物を園で準備していますが、哺乳瓶等は、ご家庭から1日に使用する本数をお持ちいただいております。使用後は洗ってお返しし、ご家庭で消毒乾燥の上、翌日お持ちいただいております。

しかしながら、保護者の育児負担の軽減、そして安心・安全な保育環境を考慮しますと、今後、哺乳瓶等を園で準備する方向で検討いたします。

次に、2問目のご質問にお答えいたします。

ミルクは子どもにとって唯一の栄養源ですが、乳児のアレルギーで考えられるものの中にミルクアレルギーがあります。また、アレルギーとは異なりますが、ミルクに含まれる乳糖成分に対する耐性が生まれつき身体に備えられていない体質による乳糖不耐症というものがありますが、現在、このようなお子さんは在園しておりません。

お子さんのアレルギー疾患に関しましては、入園申請の際に医師の診断書等を提出していただき、指示内容を園と保護者で確認し、これに沿った対応に努めております。

続いて、3問目の質問にお答えいたします。

先ほど町長も答弁いただきましたが、安心・安全な保育環境を考えますと、完全給食は、同じ器で同じ給食を食べることができ、ご飯も炊き立ての温かいおいしい状態で食べてもらうことができると思います。また、栄養士の献立の自由度が上がることも考えら

れます。

こうしたことから、今後、3歳児以上の完全給食への対応を検討してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、1問目の臨時交付金を活用して生活者支援について、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まずこの一般質問の通告は、6月6日締め切りでした。で、6月6日、議案の告示になってます。ということは、どうしても質問したことと、それから議案とがすれ違うことが今回の場合ありました。やはり6月1日の全協で、特にこの臨時交付金、どういうふうに使われて、どういうふうにやったらいいかっていう、5月29日までの締め切りですけれども、これをやはり全協に提出するべきではなかったかと思えます。今後、こういうものについては、全協での議案提案に対する説明を求めたいと思えます。

そして、まあ決まってしまったことですので、通告とちょっと違ってしまいますけれども、ただ現状としては、この7,000億円の生活支援費、まあプレミアム券を総合してやることですが、ただもうちょっとやっぱりいつもの同じパターンではなくて、今回特に物価高騰を銘打ってますので、物価高騰による、もうちょっときめ細かい支援、ありきたり、ありきたりって言えばあれですけれども、これも大事なことなんですけれども、もっとやっぱりいろんな要求があると思うんです。で、この何にでも何にでも使って、裁量に任せることになってますので、物価高騰による小・中学校の保護者の負担軽減のため、学校給食費の支援や、子ども食堂やヤングケアラーの配食支援も可能というふうになっております。そういう意味でも、今、町の現状はどうなのかっていうことを伺うためにも、私たちに決定する前に通知してほしいなと思えます。

この点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回、予算の提案と、そしてまた全協で詳細にお伝えできなかったというところが、このすれ違いがあったというところがございますので、今後、全協の場でもしっかりと内容を精査してお示ししたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 第1回目の5月29日で全部使い切ってしまったということです。

けれども、今後ですね電気料金は国の支援が9月で終わりました、25.4%値上げされます。今でも本当に大変な状態ですけれども、これが行われたらどういうふうになるでしょうか。物価がどんどん値上げりして大変な状態になると思います。そのための支援というのが、もう今ここでは行われなかったなということです。

そして、テレビでも報道されましたけれども、生鮮食品を除いた物価指数は秋田県で2位です。たまごや靴とか、まあ衣類とかいろいろ入りますけれども、こういうふうに物価が値上がりしてますと、子育てをしてる人たちには本当に物を買うにも、靴もすごい高いですね。子どもたち今、1万、2万の靴、スポーツ靴とか履いてると思うんです。そういう意味でも、これは交付金だけではもう間に合い切れない。町の方では、子育て支援とか物価の値上がり、国の臨時創生を待たないで何か対策を考えないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いろんな物の値段が、電気代だけでなく、いろんな物の値段が上がっている中で、子育て世帯だけでなく、ここに住む全ての方々が非常に苦労しているというふうに私は認識しております。そうした中で、この八峰町の基幹産業であります、まずは農林漁業の方々にご支援、そしてまた非課税世帯にご支援というようなことを選んで今回ご提案したところでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに1問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町全体が今、本当に物価高騰で大変になっているのは分かります。私はどうしてもやっぱり事業者とか農業とかそちらの方はそちらの方たちが一生懸命質問して町の支援を深めていく、これは当然。私はどうしても子育て支援の立場からこれを述べざるを得ません。私はその意味で本当に大変なことをよく受け止めて、今後の政策に取り組んでいただきたいと思います。

1問目の質問は、これで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問に対し、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 教育長の方から、本当に質問してよかったなと思ったことは、ミルクは園で用意してるので、哺乳瓶については、やはりどう考えても、能代市でも行ってますけれども、どう考えても一番6カ月未満はもう病気になりやすい、感染しやすい、大変な、そして母乳から免疫がとれて、で、自分で自分の体をこうコントロール

していくのに大変な状態、6カ月未満はあります。そこでやっぱりできるだけ衛生的に、そして絶対食中毒が起きてはならない、そういう意味でも、是非すぐにでもこの哺乳瓶を町で用意することに取り組んでいただきたい。前向きな検討、本当によかったと思っています。

そして、ミルクですけれども、今まで、今はいないということですから、アレルギーのミルクね。私の孫も大変なアトピー性皮膚炎でしたので、ミルクは別口で高いのを買ってました。で、まあこれが保育園にもアトピー性皮膚炎とか、それからアレルギーの持った子どもがいると思うんです。今はいなくとも、過去にこういう事例がなかったのか。分かってたら教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ミルクのアレルギーに関しましては、過去にあったかと思えます。で、あった場合にも、不耐用の対応したミルクを提供しておりましたので、万が一この後、今、対象のお子さんいませんけども、この後発生した場合はそういう形で対応したいと考えております。

あとそれから食物アレルギーについては、若干のお子さんはいらっしゃいます。これにつきましては、先ほど回答したように病院の方からの診断書等を出していただきまして、その指示に従って対応の食材等提供しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） アレルギーの乳児が入園した場合、それに合わせたミルクは園で用意するということですね。お願いします、返事を。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） はい、見上議員のご質問のとおりです。こちらの方でご準備いたします。

○議長（皆川鉄也君） 乳幼児の保育の充実について、再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の方からは、総合的に勘案して国の方針に従ってってことで、完全給食ではなくて弁当を持参してもらってってことだったと思うんですけ

れども、教育長の方からは、炊き立ての温かいご飯を子どもたちに与えたい。小・中学校と同じような給食弁当を与えたいという、こういうふうに私、今理解しましたけれども、そのところはっきりともう一度お願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 思いは先ほどお話したとおりですので、あとは、いつこう実施できるかについては、いろいろこう周りとは相談しながら、できるだけ早く実現に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非検討していただきたいと思います。こういう事例は、もし八峰町でやられますと全県的にも周りに非常にいい影響を与えたいと思います。これから暑くなるに当たって、やっぱりうちからご飯を持ってくる。まあ朝、パンを食べる人もいるでしょう。そういう家庭は前日のご飯になってしまうかもしれません。そこら辺の点検は、園では分かり切れません。そういう意味でも安心した食事を子どもたちに与える意味で、炊き立てのご飯というのは、乳幼児には味覚がちょうどこう分かってくる時期で、本当に保育園のご飯はおいしいんだっていうのを実感させてもらって、秋田に育ってよかったというこういう思いを是非早期に実現してほしいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、3問目の随意契約の要綱の変更と随意契約の公開について、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 要綱の中の「望ましい」を改めるということで、これは是非、もうちょっと本当に強い口調で行ってほしいと思います。

それで、ちょっと分かりづらかったんですけど、この随意契約の結果ですねホームページに報告するというのは、見積もり業者、見積もり額、2社、3社の結果という、そういう段階のことなんでしょうか。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えをいたします。

公表の内容につきましては、指名競争入札と同様に見積もり調べというものを作成しますので、この結果を公表するというので、落札業者、まあその見積もりを出した業者と、それから金額、これらを公表するというのでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） まあこういう不祥事が起きたっていうことは、本当に非常に残念です。本当に若い職員は被害を被ったのではないかと思うくらい、本当に気の毒な事件だったと思います。それをやはり職員、ベテランのその技術者、会計年度職員ですので、まあ二、三年前に入ってきたのか何年前に入ってきたのか分かりませんが、こういう職員と若い職員が組んで、何かこう上司の人たちは感じなかったのか。そういうところがちょっと疑問であります。答弁はありませんでしたけれども、そういうことも含めて、町長はコンプライアンス研修を行うということですが、町民に示すにはですね、コンプライアンス研修を行うんだという、まあ北羽にも大見出しで出てます。ですけども、町民の皆さんは何のことか分からないと思います。どういうことなのか。町長は何を再発防止のためにやろうとしているのか。これは法の遵守、まあ条例とか規則とかそういうものを遵守するのを、民間に、保険の会社に私は丸投げしているのではないかと思います。で、町長個人として、これ町長の立場としてですね、職員の皆さんにどういうことを指導、あってはならない、このことをどういうふうに指導したのか。まあ町民の公僕として広く公共公衆に奉仕するんだと。町の利益に奉仕するんだということをお話されたのか。コンプライアンスということをお話されると、企業に多く使う、企業がまあいろんなことが起きた場合に、かなり長い文書で講習を行うということだと思えるんですけども、まあ小さく市町村の場合は、条例、それから規則の順守ということ。条例・規則の順守は当然、条例と規則で職員は働いてますので、それは当然のことです。それ以外にですね、町長として職員に対してどのような、こういうことを起こさないための訓示といいますか、研修といいますか、そういうことを行ってきたのか。これからもどう思っているのか。そのことについて伺います。

○ 議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○ 町長（堀内満也君） 今回の事件につきましては、本来、見上議員が言ったようなコンプライアンスは職員全てがしっかりしてなきゃいけないということでありましたけども、それを破った職員がいるということで今回の事件が起こったというふうに認識してございますので、私の方からは、法令遵守、いわゆるコンプライアンスを徹底しましょうというところを再度申し上げたところでございます。

○ 議長（皆川鉄也君） 8 番議員、ほかに 3 問目の再質問ありますか。8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） やはりそういう、まあ条例・規則を破ったということで、そのことについてコンプライアンス研修を行うということですが、その温床となる町

の体制はどうだったのか。町長が示したのは、管理職への随意契約ガイドラインの運用の見直しについて通知して、複数回見積もりを徴することの通知をA4の紙1枚で表しています。それだけでは違うんでないでしょうか。もうちょっと、町民の皆さんはそれ納得するでしょうか。どうしてこういうふうなことが起きたのか。そして、職員のどこにその体質の問題があったのか。そういうことについて、条例・規則守るのは当然のことです。そういう体制に何か問題があったのではないかということについてはどのように考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 繰り返しになりますけども、今回の事件、やはり法令をしっかりと理解していないというところが一番大きな原因だというふうに私は捉えております。そういったところで、やはりその法令をしっかりと勉強しましょうというところ、あるいは、繰り返しになりますけど、そういったところを研修の中で学んでいきたいと思いますというところで、今回コンプライアンス研修を行うところであります。

併せまして、現在、コンプライアンスマニュアルの作成を計画しているところでございますので、そういったところで職員の法令遵守を努めてまいりたいというところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに3問目の再質問ありますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ガイドラインについては、ネット上では公表してませんが、ほかの、多分不祥事が起きて改正されたと思うんですけれども、大変詳しいガイドラインが載っています。東村山総務部とか、それから先ほど言いました鶴岡市の契約管財課、かなりのページ数でこのように、こういったこれだけのインターネットから取ったんですけれども、こういうのは何か前は公表すると事業所に有利になるとか、これは公表しないんだというふうなことの何か説明が前副町長からあったみたいなんですけれども、今後、ガイドラインについては是非公表してインターネットに載せる考えはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 秋田県にですねコンプライアンスマニュアルが作成されてホームページで掲載しているところでありますけども、それ私作ったものであります。そういったものをですね町の方でもしっかりと作って公表していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非、まあ県と町とはちょっと違うと思いますが、もったときめ細かい、モラルを含めたガイドラインを是非作ってですね、私たちにも公表してもらいたいと思います。今回の場合、私たちの議会にはそういうものが、マスコミが先に一報して私たちが後で知るというふうなこともいろいろありました。私たち議会はやっぱりチェック機能を果たすのが議会です。で、一緒になってですねガイドラインがこれでいいのかどうなのかとか、こうしていきたいということを是非逐一議会にできるだけ公表してですね、一緒に取り組んでいこうという、こういう構えを行ってほしいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） もちろんガイドライン、あるいはコンプライアンスマニュアルも含めて、出来次第、議員の皆様にお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあくどくなりますけれども、やはり町のほとんどはもう事業者と密接に繋がっていかないと業務を行うことができない、こういうのが地方自治体だと思います。そこで不祥事も発生してきやすい基盤が生まれてくると思います。是非そういう意味でも、二度とこういう不祥事を起こさない、こういうことで町職員、そして皆さんでこの管理体制をしっかりと行ってほしい、これが願ひであります。答弁は要りません。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 7番腰山良悦です。最後になりましたが、通告によりまして質問させていただきます。

1問目であります。町民の生活支援についてお尋ねします。

この質問が、今議会に提案され可決された第48号補正予算、電力・ガス・食料品等高騰重点支援地方交付金事業と前後するわけではありますが、要旨に基づき質問させていただきます。

今年に入り食料品・日用品等が軒並み高騰しており、また、今月からは電気料金が大幅な値上げになりました。ほとんどの人が影響を受けていると思います。国から今年度

は通常の臨時交付金のほかに、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金があると伺っております。今後、国にどのような実施計画を提出し、町民の生活支援を図るのか伺います。

2問目であります。フォトコンテストの実施について伺います。

コロナ感染症も5類に移行し、旅行する人も以前に戻りつつあります。これを機会に町を積極的に発信し、観光振興等を図るのにネット等の媒体を利用され、フォトコンテストを町主催でやってみてはどうかと思うが、当局の考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えします。

はじめに、「町民の生活支援について」であります。

国では、電力・ガスをはじめとするエネルギーや食料品等の物価が高騰し、生活者や事業者が影響を受けていることから、必要な支援を実施できるよう「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として、予算が措置されたところであります。

このたび町へ交付される交付金につきましては、これまでに実施してきました新型コロナウイルス感染症対策ではなく、全て「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として交付されることとなっております。

交付金の内訳としましては、「低所得世帯支援枠」と「推奨事業メニュー」となっており、「低所得世帯支援枠」につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業であり、また、「推奨事業メニュー」につきましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業で、効果的と考えられる推奨事業メニューが提示されております。

今議会の一般会計補正予算には、住民税非課税世帯に3万円を支援する事業を計上しているほか、プレミアム付商品券発行事業補助金や稲作農家への肥料価格高騰対策、しいたけ農家への電気料金高騰対策に加え、漁業者への燃油高騰対策などを計上しており、これらの事業を実施計画として取りまとめ、国へ提出し、町民の生活支援と事業者支援に努めてまいります。

なお、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」とは別の財源で、低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支援する子育て世帯生活支援特別給

付金事業を計上しております。

次に、フォトコンテストの実施についてであります。町では平成25年度に、白神山地世界遺産登録20周年記念事業として「八峰八景写真コンテスト」を実施しております。町の自然風景や伝統行事に加え、農林水産業の営みや町に暮らす人々の生活など、町の魅力ある場面を収めた写真を募集し、応募していただいた作品をポスターやパンフレットに使用するなど、観光振興に繋げてまいりました。

また、現在、ハタハタ館を会場に「須藤昌人3H写真展」が開催されており、半世紀前の八森の様子を写真で紹介し、好評であると聞いております。

こうした状況や、コロナの5類移行後における八峰町への旅行者も増えてきていることも踏まえ、フォトコンテストを行うとなれば、撮影のために町を訪れていただく人の流れも期待できるものと考えております。

このため、趣旨や活用のあり方を観光協会等の関係機関と協議しながら、コンテスト開催に向けた検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、1問目の町民の生活支援について、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今回のこの事業なんです、交付金の事業なんです、私の考えとしてはですね、まず何といいますか、価格高騰支援交付金ということですので、本来であれば確かに農家、それから漁家、それから事業を営んでいるそういうところの支援ももちろん必要なんです、この電気・食料品となるとですね、一般の人といいますか、それに、その支援を受けられない一般の一般家庭ですかね、サラリーマン家庭といいますか、そういう人方へは一つも何もそういう支援がないような気がするんですね。確かに推奨メニューということで今回それを考えたと思いますが、それ以外にもやはり町民にとって有効な支援であれば、それにこだわらずに全部の町民に行き渡るようなそういう支援をしてほしかったと思っております。ただ町としてそういう話し合いする機会がなかったものですので、結局、今回は何もお願いするといいますか、できなかったわけなんです、何かこの後またあるような、はっきりはしないんですけども、そういう支援があるような話もあります。そういうことで、今後またそういうのは、国の支援がありましたら、是非とも町民の今回恩恵を受けられない皆さんのそういう支援をして、そういう考えを、支援の考え方をさせていただければ幸いにと思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回の国からの交付金につきましては、一般向けとしてはプレミアム付商品券事業、これについては一般の方々もご活用できるというふうに考えております。で、新たな更なる国からの交付金という情報は、まだ我々もこうつかんではないんですけども、もし仮にそういったものがあれば、また改めてどういったことで使えるのかというところも踏まえてですね、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ありますか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今こんなことを決まったことを言うのもなんですけれども、自分も商売やっておりますですね、プレミアム商品券なんですけど、これは確かに非常に良いあれだと思います。消費喚起といいますか、そういう有効な手段であると思います。それで当初はですね、これ20%のプレミアム率で、5,000万円の販売額であったと思います。令和2年ですかね、まではね。それでですね、その時は財源は一般財源で全部賄っておったようです。結局、コロナがなかったということで、まずね、一般財源で当局は、八峰町は、その何と申しますか、よその市町村より早くそういう事業をやったわけなんですけれども、今回ですね、これを何と申しますか、一般財源から全部持ち出ししてですね、そしてその浮いた分ですね、まあ同じようなことなんですけれども、それで生活者の支援を、一般住民の支援もやってもよかったのではないかなと、今、私は思っておりますが、どんなものでしょうかといいますか、プレミアム商品券、一般財源から全部出していくのはやはり無理な相談ですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回ですね、この国の交付金を全部こう充当できずにですね、不足分を一般財源で充当しております。で、一般財源と、その交付金を合わせて今回ご提案したところでございますので、まあ全てって言われるよりはですね、やはりこういった有効な交付金を使ってやった方が、まあ町の財政としても非常に助かるというところで、今回こういった形でご提案しているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに1問目の再質問ありませんか。

○7番（腰山良悦君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 以前にフォトコンテストをやったということ、ちょっと私すっかり忘れておりました、今回また提案したわけなんです、確かにいろんなイベントをやってですね人を集める、これもまた確かに必要なんですが、町を知ってもらうということがやはり一番の、何と申しますか、観光客に来ていただくためにはですね、それが前提ではないかなと思います。

それですね、そのコンテストをやることによって、いろんな人が八峰町に注目を集めると申しますか、そしてまた、それによってまず来ていただいて、そしてその後またそれを利用して、先ほど町長も言いましたようにポスターとか、それからパンフレットか、そういうので利用したり、まあそれ以外にまたいろんな展示会やったりとか何かそういう利用方法もあると思いますが、いずれやはりもう少し力を入れてやってみてはと私は考えております。何かさっき町長、検討してみますということで前向きな答弁でしたので安心しておりますけれども、もう一度重ねてそのあれを、町長の気持ちをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれ観光協会等としっかりと連携してですね、開催できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに2問目の再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） これは再質問とは言えないんですが、いや言えないのが再質問ってあれですけども、実は二、三日前ですけども、浜へ行ったんですよ。そしたらですね、若い女性が2人おりました。海辺に立っておりました。海の方眺めてね。そして立派な望遠レンズのカメラをね、それぞれ持っておりました。そして声掛けたわけなんです、何をしてるんですかと、まずね声掛けたんですけども、ちょっと掛けづらかったんですけども、まず声掛けました。そしたら、何か海鳥ですか、という話なんです。海鳥の生態を、野鳥の生態を今写しにきてると。それで私も野鳥というのはカモメだべかなと思ったんですが、青い鳥で、ちょっと待ってください。何かさ控えてあったけど何であつたかな、すみません、ちょっと……すみません、どうも。イソヒヨドリだかという鳥だそうです。それが何かその飛来してきて浜辺にいます。それを今撮りにきたということですね。それで私は地元においてそういうのは全然分からないんですね。それで、どこから来たんですかと聞いたら、青森から2時間かけて来たと、そういうような話してるんですよ。そして、いやまず岩館にばかりいるのかどうかそれは分かりませんけれ

ども、まだその津軽の方、深浦でもね、そっちの方でもいるんじゃないかと、そういう話したら、まずはっきりしたあれはね、返事はもらえなかったんですが、海の話したんですね。岩館の海はすごくきれいだと。いい海だという、そういう話してあったんですよ。そして、私また、何ていいますか、県境から深浦の方へかけてね、そっちの海が俺はきれいじゃないかという話したんですけども、いやそうでないと。岩館の海がきれいだと。八森の海がきれいだという話してあったんですよ。いやあ、そんなものかなと思ってね。それともう一つは、空、空がきれいだと。いやあ、空もきれいで、何ていいますか、その観察といえますか、その見るね、カメラを通して見るそういう人方のあれっていうのは違うのかなと思ってね、そして夕日ももちろんきれいだと。この夕日については、結構、道路を走ってる車が止まって、そして夕日を眺めると、そういう光景はよく見かけることはありますね。あと、こういうもし写真のあれ、コンテストをやるようであれば、あなた方は応募しますかと。そして、それをどう思いますかというような話を聞いたんですよ。そしたら、いやあ、いいですねって。是非とも参加させてくださいというような話しておりました。

だから私は、やはりそういうマニアといえますか、たくさんいると思います。いろんな白神山地であれ、あるいは鉄道、五能線であれ。五能線の場合は特に小入川からの写真あれする人がたくさんおります。年中通しております。そういうことで、やはりそういう人方を集めてる、来てもらって、そして地元を知ってもらって、そして発信してもらおうと、そういうあれで是非とも力を入れて頑張っていたいただければ、是非とも実行できるように頑張ってください。よろしくお願いします。

以上、終わります。

- 議長（皆川鉄也君） 答弁はいいですね。
- 7番（腰山良悦君） いいです、はい。
- 議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終わります。

日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第4号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会まで審査し、報告をお願いいたします。

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 1時55分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 2番 伊藤一八

同署名議員 3番 奈良聡子

同署名議員 4番 芦崎達美